

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課（内線：7073）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--------------|----------------------------------|-------|------|---------|----|-----|-------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 部落差別解消推進事業 | 7,608 | 7,809 | △201 | 1,200 | | | 6,408 | |
| トータルコスト | 18,721千円（前年度18,933千円） [正職員：1.4人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 同和（部落差別）問題の啓発、隣保館の相談支援機能強化 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | — | | | | | | | |

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

部落差別解消法が平成28年12月に施行されたこと及び鳥取県同和対策協議会の提案を受けて、早期に対応すべき課題に対応する具体的施策に取り組み、部落差別解消を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

| 事業項目 | 予算額 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|--|-----|-----|-----|-----------------|-------|-------|----------------|-----|-------|---------------|-----|----|---------------|-----|---|
| 部落差別解消推進に係る啓発広報 | 2,872 | ①部落差別解消推進に係る啓発広報 ・部落解放月間（7月10日～8月9日）における啓発活動 ・マンガを活用したシリーズ啓発実施 ②宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく、宅建業者や県民に対する宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 ・宅地建物取引業界への啓発事業の実施 ・宅地建物取引業者への指定人権研修受講済証（ステッカー）交付 | | | | | | | | | | | | | | | |
| （新）隣保館相談支援機能強化事業 | 960 | 「地域共生社会」の実現に向けて、地域の包括的な支援体制を整備するため、地域の様々な社会資源との密接な連携により隣保館の相談支援機能を強化し、当事者相談支援と課題解決を図る（鳥取県隣保館連絡協議会へ委託）。 ・隣保館相談支援機能強化アドバイザー ・隣保館相談支援機能強化研修 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各団体に対する補助金等 | 3,776 | 同和行政を推進するため、同和（部落差別）問題解決のために関係団体が行う啓発及び研修等の活動に対する助成、その他連絡調整に要する経費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部落解放同盟鳥取県連合会補助金</td> <td>2,500</td> <td>県 1/2</td> </tr> <tr> <td>鳥取県隣保館連絡協議会補助金</td> <td>600</td> <td>県 1/2</td> </tr> <tr> <td>鳥取県同和対策協議会補助金</td> <td>126</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>全国隣保館連絡協議会負担金</td> <td>550</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区 分 | 予算額 | 補助率 | 部落解放同盟鳥取県連合会補助金 | 2,500 | 県 1/2 | 鳥取県隣保館連絡協議会補助金 | 600 | 県 1/2 | 鳥取県同和対策協議会補助金 | 126 | 定額 | 全国隣保館連絡協議会負担金 | 550 | — |
| 区 分 | 予算額 | 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部落解放同盟鳥取県連合会補助金 | 2,500 | 県 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県隣保館連絡協議会補助金 | 600 | 県 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県同和対策協議会補助金 | 126 | 定額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全国隣保館連絡協議会負担金 | 550 | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 7,608 | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 これまでの取組状況

- 鳥取県同和対策協議会に設置した3分科会でまとめた提案に基づき、ネットモニタリングやマンガを活用した交通広告等の具体的施策に取り組んだ。
- 7月の部落解放月間中に県内市町村とともに様々な啓発事業を展開し、リーフレット等の配付、関係団体、ガイナレ鳥取等と連携した街頭啓発を実施した。また、全国から注目されている隣保館と生活困窮者自立支援が一体となった鳥取市の取組を取り上げ「とっとりから始める人権と福祉のまちづくり」をテーマに人権・同和问题講演会を開催した。
- 9月に身元調査お断りのリーフレットや卓上ミニのぼりを市町村住民票所管課等に配布・設置依頼し、鳥取市役所でPRを実施した。
- 10月に啓発パンフレット「宅地建物取引と人権」を改訂し、宅地建物取引業者向け人権研修等で活用して啓発した。
- 12月にケーブルテレビ番組「発見！人権！鳥取県！」で、部落差別解消法と上記取組をテーマに放送した。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7073)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|---|---------|---------|----------------|----|-----|--------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 地方改善事業 | 173,928 | 169,531 | 4,397 | 115,877 | | | 58,051 | |
| トータルコスト | 179,485千円(前年度175,093千円) [正職員:0.7人、非常勤職員:0.5人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 申請書の審査・補助金の支払、国との調整、現地訪問による聞き取り・助言など | | | | | | | |
| 工程表の政策目標(指標) | 運営等に対する助成、助言、情報提供等による隣保館機能の充実 | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 1 事業の目的・概要 市町が設置・運営する隣保館等の活動に要する経費に対して助成を行う。 | | | | | | | | |
| 2 主な事業内容 (単位:千円) | | | | | | | | |
| | 区分 | 実施館数 | 予算額 | 補助率等 | | | 事業主体 | |
| 基本事業 | 隣保館運営事業 | 26 | 161,857 | 3/4(国1/2 県1/4) | | | 市町 | |
| 選択事業 | 隣保館デイサービス事業 | 7 | 4,932 | | | | | |
| | 地域交流促進事業 | 18 | 5,060 | | | | | |
| | 相談機能強化事業 | 2 | 706 | | | | | |
| 広域隣保事業 | | 1 | 980 | | | | | |
| 小計 | | | 173,535 | | | | | |
| 地方改善事業指導監督事務費 | | - | 393 | 1/2(国)、一部単県 | | | 県 | |
| 合計 | | | 173,928 | | | | | |
| 専修学校等奨学資金事業 | 1,075 | 4,025 | △2,950 | | | | 1,075 | |
| トータルコスト | 5,044千円(前年度7,998千円) [正職員:0.5人、非常勤職員:0.5人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 貸付金の返還金の徴収、未納者への督促など | | | | | | | |
| 工程表の政策目標(指標) | - | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 1 事業の目的・概要 平成21年度で貸付を終了した専修学校等奨学資金貸付金の返還・免除業務及び未納者への督促業務を行う。 | | | | | | | | |
| 2 主な事業内容 (単位:千円) | | | | | | | | |
| | 区分 | 予算額 | | | | | | |
| | 奨学金管理システム事務処理委託 | 88 | | | | | | |
| | 事務費 | 987 | | | | | | |
| | 合計 | 1,075 | | | | | | |

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

庶務集中課（内線：7495）

2目 人事管理費

（単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|-----------------------------|---|-----------------------------------|--------|---------|----|-----|------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 給与等管理費 | 841 | 6,642 | △5,801 | | | | 841 | |
| トータルコスト | 53,232千円（前年度 22,532千円）【正職員：6.6人、非常勤職員：6.5人】 | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 給料の支払いに関する事務、地方職員共済組合事務費負担金支払事務 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | — | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 1 事業の目的・概要 | | | | | | | | |
| （1）職員の給与に関する業務を行う経費 | | | | | | | | |
| （2）地方職員共済組合事務費負担金の支払いに要する経費 | | | | | | | | |
| 2 主な事業内容 | | | | | | | | |
| （単位：千円） | | | | | | | | |
| 内 容 | 予算額 | 説 明 | | | | | | |
| 住民税特別通知書仕分発送業務委託料 | 613 | 市町村民税・県民税の「特別徴収税額決定通知書」の仕分発送業務委託料 | | | | | | |
| 地方職員共済組合事務費負担金 | 228 | 地方公務員等共済組合法に基づく事務費負担金 | | | | | | |
| 合 計 | 841 | | | | | | | |

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

庶務集中課（内線：7495）

6目 会計管理費

（単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|----------|-------------------|-------------------|----------------|---------|----|-----|-------------------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 集中化業務事務費 | 〔債務負担行為〕 1,743 | 〔債務負担行為〕 1,676 | 〔債務負担行為〕 67 | | | | 〔債務負担行為〕 1,743 | |
| | 19,728 | 40,898 | △21,170 | | | | 19,728 | |

トータルコスト 36,398千円（前年度 70,295千円） [正職員：2.1人、非常勤職員：2.9人]

主な業務内容 公共料金自動口座振替払等各種共通経費の支払、複合機、電力等の一括契約 等

工程表の政策目標(指標) 簡素で効率的な業務体制の構築を図る

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

庶務業務の集中的・効率的な処理に要する経費。

2 主な事業内容

（単位：千円）

| 内 容 | 予算額 |
|--|--------|
| 庶務業務の集中的・効率的な処理を行うため、各種システムの運用管理を委託する経費。 ・新旅費システム ・公共料金自動口座振替払データ連携システム ・公金振替払データ連携システム | 4,569 |
| 業務の繁忙期に人材派遣を委託する経費（平成31年11月～3月） | 3,030 |
| 県が審議会委員等に支払った報酬等に係る法定調書の作成を委託する経費 | 706 |
| 公用車使用管理業務等の既存業務を外部委託する経費 | 8,050 |
| 標準事務費 | 3,373 |
| 合 計 | 19,728 |

<債務負担行為>

（単位：千円）

| 内 容 | 予算額 |
|---------------------------------|-------|
| 業務の繁忙期に人材派遣を委託する経費（平成32年4月～6月分） | 1,743 |
| 合 計 | 1,743 |

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

庶務集中課 (内線: 7495)

7目 財産管理費

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|---------|----|---|-------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 職員宿舍管理事業費 | 〔債務負担行為〕 2,455 61,282 | 〔債務負担行為〕 2,455 65,895 | 〔債務負担行為〕 0 △4,613 | | | 〔債務負担行為〕 〈財産収入〉 2,455 〈財産収入〉 31,941 〈雑入〉 20,140 | 9,201 | |

トータルコスト 64,457千円 (前年度 69,073千円) [正職員: 0.4人、非常勤職員: 1.0人]

主な業務内容 民間宿舍借上、宿舍入退去決定、貸付料徴収、宿舍の修繕、設備点検等管理事務

工程表の政策目標(指標) ー

事業内容の説明

1. 事業の目的・概要

職員宿舍の維持修繕及び入退去決定を行う。なお、管理業務は外部委託により行う。

<職員宿舍の設置戸数の推移>

| 区分 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31想定 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 県有宿舍 | 387 | 300 | 264 | 256 | 256 | 244 | 244 |

| 区分 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31想定 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 借上宿舍 | 24 | 35 | 39 | 40 | 41 | 44 | 45 |

2. 主な事業内容

(単位: 千円)

| 内 容 | 予算額 | 説 明 |
|-------------|--------|---|
| 借上宿舍賃借料 | 49,382 | 県外本部職員等の宿舍とする民間賃貸住宅の借上費用 |
| 職員宿舍管理業務委託 | 9,386 | 職員宿舍の外部管理委託 ・平成30年度契約分 4月～6月 ・平成31年度契約分 7月～3月 |
| 宿舍修繕費 | 2,000 | 宿舍の維持・補修に要する費用 |
| 維持管理・その他事務費 | 514 | 空き宿舍の機械警備委託 等 |
| 合 計 | 61,282 | |

<債務負担行為>

(単位: 千円)

| 内 容 | 予算額 | 説 明 |
|------------|-------|--------------------------------------|
| 職員宿舍管理業務委託 | 2,455 | 職員宿舍の外部管理委託 ・平成31年度契約分 平成32年4月～6月 |
| 合 計 | 2,455 | |

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

庶務集中課 (内線: 7495)

10目 恩給及び退職年金費

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|--------|--------|---------|----|-----|--------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 恩給及び退職年金費 | 10,085 | 11,363 | △1,278 | | | | 10,085 | |
| トータルコスト | 11,673千円 (前年度 12,952千円) [正職員: 0.2人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 裁定・失権処理、恩給の支払 等 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標(指標) | — | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 1 事業の目的・概要 | | | | | | | | |
| 恩給(恩給法に基づくもの)及び退職年金(条例に基づくもの)の給付を行う。 | | | | | | | | |
| 2 主な事業内容 | | | | | | | | |
| (単位: 千円) | | | | | | | | |
| 内 容 | | 予算額 | | | | | | |
| 恩給及び退職年金費 | | 10,020 | | | | | | |
| その他事務費 | | 65 | | | | | | |
| 合 計 | | 10,085 | | | | | | |
| (参考) 恩給受給者数8名(平成30年12月末現在) | | | | | | | | |

12目 諸費

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--|--|-------|-----|--|----|-----|-------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 公用車による自動車事故対策事業 | 8,751 | 8,116 | 635 | | | | 8,751 | |
| トータルコスト | 10,339千円 (前年度 8,116千円) [正職員: 0.2人、非常勤職員: 0.2人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 任意保険加入事務 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標(指標) | — | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 1 事業の目的・概要 | | | | | | | | |
| 公用車での事故発生時の事務処理軽減、早期解決を図るために、自動車任意保険に加入するもの。 | | | | | | | | |
| 2 主な事業内容 | | | | | | | | |
| (単位: 千円) | | | | | | | | |
| 内 容 | | 予算額 | | 説 明 | | | | |
| 自動車任意保険料 | | 8,751 | | ・ 公用車1,424台(平成30年12月末時点) ・ 対人補償: 2,000万円 ・ 対物補償: 100万円(保険契約による免責3万円) | | | | |
| 合 計 | | 8,751 | | | | | | |

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

物品契約課 (内線: 7433)

6目 会計管理費

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--|--|--------------|---------|---------|----|-----|--------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 物品調達事務費 | 20,726 | 38,483 | △17,757 | | | | 20,726 | |
| トータルコスト | 56,447千円 (前年度74,236千円) [正職員: 4.5人、非常勤職員: 6.0人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 物品の調達及び委託役務等に係る入札、契約事務 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標(指標) | 透明性、公平性の高い効率的な調達の推進 | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 1 事業の目的・概要 | | | | | | | | |
| 本庁各課及び出納機関で使用する物品調達等に係る入札の実施、契約締結等に要する経費である。 | | | | | | | | |
| 2 主な事業内容 | | | | | | | | |
| (単位: 千円) | | | | | | | | |
| | 項目 | 内容 | | 予算額 | | | | |
| 電子入札を行う物品電子調達システムに要する経費 | | システム保守及び運用管理 | | 11,986 | | | | |
| | | 元号改正対応改修 | | 6,237 | | | | |
| 標準事務費 | | | 2,503 | | | | | |
| | 合 計 | | 20,726 | | | | | |

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費<地方機関予算計上>

（単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|---|---|--------|--------|---------|----|------------|--------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 公文書館管理運営費 | 13,445 | 16,519 | △3,074 | | | （雑入） 36 | 13,409 | |
| トータルコスト | 23,764千円（前年度26,848千円） [正職員：1.3人、非常勤職員：2.1人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 庁舎管理、資料収集・整理・保存、受付事務、館運営 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | 年間相談件数の増 | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| <p>1 事業の目的、概要</p> <p>「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」に基づき、施設及び所蔵資料の適切な管理を行うとともに、利用者の閲覧請求や相談に対して迅速・的確な対応を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○利用者からの閲覧請求・相談に対する窓口業務等</p> <p>○警備の業務委託</p> | | | | | | | | |
| 公文書収集・保存・活用事業 | 4,667 | 10,093 | △5,426 | | | （雑入） 6 | 4,661 | |
| トータルコスト | 32,450千円（前年度37,901千円） [正職員：3.5人、非常勤職員：3.7人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 公文書引継、複製本作成、資料収集・整理・修復、公文書評価選別、関連システムの整備、レファレンス、市町村支援、専門相談対応、資料研究、利用申請の審査等、企画展の準備・展示の入れ替え、館内見学・広報事務 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | 公文書館の利用者数（入館者（電話等による利用者を含む。）とホームページアクセス数の合計） 一般県民の相談件数（電話等による相談件数を含む。） 貴重資料の修復、電子化及び複製本化 公文書管理条例、文書管理規程に基づいた文書管理・保存・利用提供 | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| <p>1 事業の目的、概要</p> <p>「鳥取県公文書等の管理に関する条例」の規定に基づき、知事部局等実施機関が保管する歴史公文書等を引き継ぐとともに、整理・保存・修復を行い、利用者への迅速な提供を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 公文書等の収集整理</p> <p>ア 収集</p> <p>(ア) 条例に定める実施機関、県議会、個人所蔵資料からの歴史公文書等の選別・引継</p> <p>(イ) 国、県内市町村、類縁機関等が収蔵する県関係公文書等の調査・収集</p> <p>(ウ) 知事部局等実施機関の行政刊行物の収集</p> <p>イ 整理・保存</p> <p>(ア) 引き継がれた歴史公文書等の目録作成と書架への配置</p> <p>(イ) 簿冊の綴直し等の手入れ</p> <p>ウ 利用</p> <p>(ア) 簿冊情報検索システムへの簿冊情報の入力</p> <p>(イ) 特定歴史公文書等や行政資料目録のホームページ等による公表</p> <p>(ウ) 閲覧請求のあった簿冊に係る、利用制限情報の有無の審査</p> <p>(エ) 利用者からの閲覧、複写請求への対応</p> <p>(2) 歴史資料の保存・修復</p> <p>ア 紙資料の修復と複製本化</p> <p>イ 写真・映像資料の電子化と印画紙への焼付け</p> <p>ウ 専用保存器材による劣化予防</p> <p>エ 書庫の温湿度管理や虫菌害予防による収蔵資料の適正管理</p> <p>(3) 公文書の普及・活用</p> <p>常設展示、企画展の開催による収蔵資料の公開</p> | | | | | | | | |

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費<地方機関予算計上>

（単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--|---|-------|------|---------|----|-----------|-------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| 公文書館センター機能強化・充実事業 | 7,057 | 7,913 | △856 | | | 〈雑入〉 6 | 7,051 | |
| トータルコスト | 14,995千円（前年度15,858千円） [正職員:1.0人、非常勤職員:1.0人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 歴史公文書等保存管理体制向上に向けた市町村等との連携・協力、所蔵公文書（県関係機関から引き継がれた公文書のみ）を保存し利活用するための基盤整備、学校教育活動への支援・協力、公文書館と図書館・博物館との連携 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | 県市町村歴史公文書等保存活用共同会議において普及啓発の推進、部会による個別課題の検討を行う。 災害時に県と市町村が協力して、的確な文書の救援活動を行うため、救援対象となる重要文書の所在情報について調査を行う。 | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| <p>1 事業の目的、概要</p> <p>「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」の理念に基づき、公文書館が歴史公文書等の保存利用に係る県、市町村、県民等の連携・協力した取組の中心的な役割を果たすとともに、所蔵資料を保存し利活用するための基盤整備を行う。</p> | | | | | | | | |
| <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 歴史公文書等の保存の重要性や公文書館の役割の普及啓発 企画展「地方写真家が記録した鳥取一振り返る昭和20-30年代」（仮称） 会期：平成32年2月初旬から3月下旬開催予定 場所：（予定）公文書館、米子市山陰歴史館、倉吉博物館（3館を巡回展示）</p> <p>(2) 市町村との連携・協力 県及び各市町村の公文書等所管関係機関で構成する「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」により、市町村との連携・協力による歴史公文書等の保存管理体制の向上を図る。 ア 部会による個別課題の検討 イ 市町村職員研修会 ・歴史公文書等の評価選別に関する研修会、資料保存・修復に関する研修会 ・各市町村の文書管理方法等の相談、協力</p> <p>(3) 所蔵資料を保存し利活用するための基盤整備 ア 公文書管理条例制定前引継ぎ文書の再選別の促進 イ 書庫保存文書の利用制限事前審査 ウ デジタル資料公開に向けた所蔵資料のデジタル化</p> <p>(4) 学校教育活動への支援・協力 歴史学習教材資料作成（ウェブサイトでの公開及びパンフレット作成）</p> <p>(5) 公文書館と図書館、博物館との連携 ・災害時等の市町村との連携・協力実施計画に基づく対応 ・デジタルアーカイブ構築に向けた検討 ・所蔵資料の目録情報の共有化や連携した事業実施</p> <p>(6) 地域歴史資料所在調査 市町村と連携して県内の民間歴史資料（古文書等）の所在調査を行うとともに、重要な文書群については、新鳥取県史編さん事業で収集した歴史資料と合わせてデータ整理・目録作成を行い、その成果を市町村と共有して、災害時の資料救出や歴史資料保存等に活用する。 ア 地域歴史資料所在調査 イ 重要資料データ整理 ウ 歴史資料保存等に関する相談対応</p> | | | | | | | | |

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館(内線:8164)

14目 公文書館費<地方機関予算計上>

(単位:千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財源内訳 | | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|---------|-------|----|-------------------------------|--------|----|------|--------|------|-------------------------------|--------|------|------|------|------|------|------|-------------------------------|------|-----------|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新鳥取県史編さん事業 | 27,909 | 38,366 | △10,457 | | | <財源収入> 2,000 <雑入> 24 | 25,885 | | | | | | | | | | | | | | | |
| トータルコスト | 53,311千円 (前年度79,680千円) [正職員:3.2人、非常勤職員:4.0人] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 県史編さん委員会・専門部会の開催、歴史・民俗資料の調査研究、古文書解読、県史資料編・ブックレットの執筆・編集・刊行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工程表の政策目標(指標) | 県史資料編の刊行(全22巻) 県史ブックレットの刊行(全21冊) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 事業の目的、概要</p> <p>旧『鳥取県史』刊行後に新たな発見や研究の進展のあった事項や、旧県史で十分に取上げていない事項を調査・研究し、貴重な歴史・民俗資料を県民共有の財産として後世に伝えるとともに、その成果を「県史資料編」、「ブックレット」を通じて提供することで、郷土に対する県民の理解と愛着を深める。</p> <p>※旧『鳥取県史』・・・昭和38～56年度に編さん・刊行、全18巻</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県史編さん委員会及び各専門部会の開催 ○資料の調査研究と県史資料編の刊行等 考古2「古墳時代編」、現代2「経済社会文化編」、ブックレット「因幡伯耆の古代寺院」 ○(新)災害アーカイブズ事業 歴史資料や記録から過去の災害事例を抽出し、防災意識の向上や防災事業等に活用 ○巡回講座の開催等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">専門部会</th> <th>主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考古部会</td> <td>出土遺物再整理、主要古墳・石室測量、銅鐸調査、資料編刊行等</td> </tr> <tr> <td>古代中世部会</td> <td>資料調査</td> </tr> <tr> <td>近世部会</td> <td>資料調査</td> </tr> <tr> <td>近代部会</td> <td>資料整理</td> </tr> <tr> <td>現代部会</td> <td>資料調査、英文資料翻刻、掲載資料の選別・検討、資料編刊行等</td> </tr> <tr> <td>民俗部会</td> <td>民俗・民具資料調査</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | | | 専門部会 | 主な業務内容 | 考古部会 | 出土遺物再整理、主要古墳・石室測量、銅鐸調査、資料編刊行等 | 古代中世部会 | 資料調査 | 近世部会 | 資料調査 | 近代部会 | 資料整理 | 現代部会 | 資料調査、英文資料翻刻、掲載資料の選別・検討、資料編刊行等 | 民俗部会 | 民俗・民具資料調査 |
| 専門部会 | 主な業務内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 考古部会 | 出土遺物再整理、主要古墳・石室測量、銅鐸調査、資料編刊行等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 古代中世部会 | 資料調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 近世部会 | 資料調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 近代部会 | 資料整理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現代部会 | 資料調査、英文資料翻刻、掲載資料の選別・検討、資料編刊行等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民俗部会 | 民俗・民具資料調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成31年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | 2款 総務費 | | | | | | | |
|----------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------|---------|
| | うち総務部 | | | | | | | |
| | 1項 総務管理費 | | | | | | | |
| | 1目 一般管理費 | 2目 人事管理費 | 4目 文書費 | 5目 財政管理費 | 6目 会計管理費 | 7目 財産管理費 | | |
| 1 報酬 | 574,732 | 206,995 | 173,150 | 130,519 | 5,530 | 612 | | 184 |
| 2 給料 | 3,134,772 | 1,488,510 | 1,102,488 | 1,102,488 | | | | |
| 3 職員手当等 | 4,723,968 | 3,891,079 | 3,697,658 | 1,326,117 | 2,371,541 | | | |
| 4 共済費 | 1,154,431 | 540,423 | 402,750 | 395,267 | 1,735 | | | |
| 5 災害補償費 | 500 | 500 | 500 | | 500 | | | |
| 6 恩給及び退職年金 | 10,020 | 10,020 | 10,020 | | | | | |
| 7 賃金 | 22,809 | 12,467 | 11,548 | | 10,770 | 778 | | |
| 8 報償費 | 231,375 | 194,673 | 71,916 | 262 | 4,200 | | | 62,040 |
| 9 旅費 | 226,437 | 104,873 | 97,892 | 53,867 | 25,860 | 631 | 629 | 455 |
| 費用弁償 | 23,972 | 3,630 | 3,548 | 260 | 542 | 212 | | 17 |
| 普通旅費 | 160,993 | 94,283 | 88,050 | 53,601 | 23,662 | 411 | 629 | 438 |
| 特別旅費 | 41,472 | 6,960 | 6,294 | 6 | 1,656 | 8 | | 280 |
| 10 交際費 | 2,800 | 2,000 | 2,000 | 1,100 | | | | |
| 11 需用費 | 585,614 | 316,440 | 298,050 | 133,375 | 5,800 | 2,823 | 4,011 | 1,704 |
| 12 役務費 | 542,050 | 216,620 | 118,435 | 28,493 | 34,325 | 322 | 1,050 | 684 |
| 13 委託料 | 5,015,273 | 1,428,326 | 623,402 | 45,519 | 73,235 | 5,658 | 3,124 | 34,578 |
| 14 使用料及び賃借料 | 834,130 | 712,310 | 131,669 | 28,535 | 8,084 | 3,074 | 961 | 3,033 |
| 15 工事請負費 | 3,318,118 | 299,622 | 299,622 | | 26,342 | | | |
| 16 原材料費 | | | | | | | | |
| 17 公有財産購入費 | 5,198 | 206 | 206 | | | | | 206 |
| 18 備品購入費 | 167,033 | 9,723 | 8,732 | 4,410 | 1,834 | 280 | 100 | 2,063 |
| 19 負担金、補助及び交付金 | 8,677,918 | 1,240,953 | 167,748 | 25,000 | 47,820 | 179 | 1,146 | 70,734 |
| 20 扶助費 | | | | | | | | |
| 21 貸付金 | | | | | | | | |
| 22 補償、補填及び賠償金 | 33,723 | 1,800 | 1,800 | | | | | |
| 23 償還金、利子及び割引料 | 170,200 | 30,000 | 30,000 | | | | | |
| 24 投資及び出資金 | | | | | | | | |
| 25 積立金 | 95,734 | 95,541 | 95,506 | | | | | |
| 26 寄附金 | | | | | | | | |
| 27 公課費 | 206 | | | | | | | |
| 28 繰出金 | | | | | | | | |
| 予備費 | | | | | | | | |
| 計 | 29,527,041 | 10,803,081 | 7,345,092 | 3,274,952 | 2,617,576 | 14,357 | 11,021 | 40,454 |
| 財 源 内 訳 | 国庫支出金 | 2,369,785 | 22,748 | 7,894 | 7,206 | | 370 | 318 |
| | 地方債 | 5,496,000 | 1,915,000 | 1,816,000 | | 1,661,000 | | 155,000 |
| | その他 | 2,016,457 | 454,359 | 375,598 | 85,259 | 51,657 | 535 | 16 |
| | 一般財源 | 19,644,799 | 8,410,974 | 5,145,600 | 3,182,487 | 904,919 | 13,822 | 10,635 |

平成31年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位：千円)

| 款 項 目 節 | 2款 総務費 | | | | | | | | |
|-------------------------|--------------|----------------------|----------------|------------|--------------|--------------|-----------|-------------|-------------|
| | うち総務部 | | | | | | | | |
| | 1項 総務管理費 | | | | | | 2項 企画費 | | |
| | 9目 県外事務所費 | 10目 恩給及び退職 年金費 | 11目 財政調整基金費 | 12目 諸 費 | 13目 減債基金費 | 14目 公文書館費 | | 1目 企画総務費 | 2目 計画調査費 |
| 1 報 酬 | 19,843 | | | 355 | | 16,107 | 2,214 | | 2,214 |
| 2 給 料 | | | | | | | 45,864 | 45,864 | |
| 3 職員手当等 | | | | | | | 22,956 | 22,956 | |
| 4 共 済 費 | 3,195 | | | | | 2,553 | 16,065 | 15,708 | 357 |
| 5 災 害 補 償 費 | | | | | | | | | |
| 6 恩給及び退職年金 | | 10,020 | | | | | | | |
| 7 賞 金 | | | | | | | | | |
| 8 報 償 費 | 2,770 | | | | | 2,644 | 883 | | 883 |
| 9 旅 費 | 10,023 | 10 | | 88 | | 3,029 | 2,675 | | 2,675 |
| 費用弁償 | 1,635 | | | 88 | | 724 | 20 | | 20 |
| 普通旅費 | 5,438 | 10 | | | | 911 | 2,093 | | 2,093 |
| 特別旅費 | 2,950 | | | | | 1,394 | 562 | | 562 |
| 10 交 際 費 | 900 | | | | | | | | |
| 1.1 需 用 費 | 13,117 | 5 | | | | 10,004 | 4,718 | | 4,718 |
| 1.2 役 務 費 | 12,951 | 50 | | 9,495 | | 2,015 | 74,535 | | 74,535 |
| 1.3 委 託 料 | 77,136 | | | | | 15,128 | 583,402 | | 583,402 |
| 1.4 使用料及び賃借料 | 31,273 | | | | | 1,558 | 561,932 | | 561,932 |
| 1.5 工 事 請 負 費 | | | | | | | | | |
| 1.6 原 材 料 費 | | | | | | | | | |
| 1.7 公 有 財 産 購 入 費 | | | | | | | | | |
| 1.8 備 品 購 入 費 | 45 | | | | | | | | |
| 1.9 倉 庫 金、補 助 及 び 交 付 金 | 8,844 | | | 13,985 | | 40 | 141,740 | | 141,740 |
| 2.0 扶 助 費 | | | | | | | | | |
| 2.1 貸 付 金 | | | | | | | | | |
| 2.2 補 償、補 填 及 び 賠 償 金 | | | | 1,800 | | | | | |
| 2.3 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料 | | | | 30,000 | | | | | |
| 2.4 投 資 及 び 出 資 金 | | | | | | | | | |
| 2.5 積 立 金 | | | 2,479 | | 93,027 | | | | |
| 2.6 寄 附 金 | | | | | | | | | |
| 2.7 公 課 費 | | | | | | | | | |
| 2.8 繰 出 金 | | | | | | | | | |
| 予 備 費 | | | | | | | | | |
| 計 | 180,097 | 10,085 | 2,479 | 55,723 | 93,027 | 53,078 | 1,456,984 | 84,528 | 1,372,456 |
| 財 源 内 訳 | 国 庫 支 出 金 | | | | | | 14,854 | | 14,854 |
| | 地 方 債 | | | | | | | | |
| | そ の 他 | 2,671 | | 2,479 | | 93,027 | 2,072 | 14,076 | 62,545 |
| | 一 般 財 源 | 177,426 | 10,085 | | 55,723 | | 51,006 | 1,365,509 | 70,452 |

平成31年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | 2款 総務費 | | | | | 3款 民生費 | | | |
|----------------|-------------|-------------|-----------|--------|-------------|------------|---------|---------------|---------|
| | うち総務部 | | | | | うち総務部 | | | |
| | 3項 徴税費 | | | 6項 防災費 | | | | 1項 社会福祉費 | |
| | 1目 税務総務費 | 2目 賦課徴収費 | | | 1目 防災総務費 | | | 1目 社会福祉総務費 | |
| 1 報酬 | 31,631 | 31,631 | | | | 349,150 | 11,460 | 11,460 | 11,460 |
| 2 給料 | 340,158 | 340,158 | | | | 1,666,392 | 38,220 | 38,220 | 38,220 |
| 3 職員手当等 | 170,465 | 170,465 | | | | 935,207 | 19,130 | 19,130 | 19,130 |
| 4 共済費 | 121,608 | 121,601 | 7 | | | 607,680 | 14,501 | 14,501 | 14,501 |
| 5 災害補償費 | | | | | | | | | |
| 6 恩給及び退職年金 | | | | | | | | | |
| 7 賃金 | 919 | | 919 | | | 5,446 | | | |
| 8 報償費 | 121,874 | 87 | 121,787 | | | 55,152 | 4,706 | 4,706 | 4,706 |
| 9 旅費 | 4,306 | 1,402 | 2,904 | | | 50,132 | 5,678 | 5,678 | 5,678 |
| 費用弁償 | 62 | 38 | 24 | | | 5,697 | 383 | 383 | 383 |
| 普通旅費 | 4,140 | 1,300 | 2,840 | | | 24,439 | 1,964 | 1,964 | 1,964 |
| 特別旅費 | 104 | 64 | 40 | | | 19,996 | 3,331 | 3,331 | 3,331 |
| 10 交際費 | | | | | | 100 | | | |
| 11 需用費 | 13,672 | 6,944 | 6,728 | | | 147,090 | 3,780 | 3,780 | 3,780 |
| 12 役務費 | 23,650 | 1,610 | 22,040 | | | 67,310 | 3,736 | 3,736 | 3,736 |
| 13 委託料 | 221,522 | 1,564 | 219,958 | | | 3,122,362 | 36,285 | 36,285 | 36,285 |
| 14 使用料及び賃借料 | 18,709 | 1,765 | 16,944 | | | 67,375 | 2,420 | 2,420 | 2,420 |
| 15 工事請負費 | | | | | | 352,020 | | | |
| 16 原材料費 | | | | | | | | | |
| 17 公有財産購入費 | | | | | | | | | |
| 18 備品購入費 | 991 | 36 | 955 | | | 18,242 | | | |
| 19 負担金、補助及び交付金 | 931,465 | 992 | 930,473 | | | 33,089,963 | 210,737 | 210,737 | 210,737 |
| 20 扶助費 | | | | | | 1,688,822 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 21 貸付金 | | | | | | 31,580 | | | |
| 22 補償、補填及び賠償金 | | | | | | | | | |
| 23 償還金、利子及び割引料 | | | | | | | | | |
| 24 投資及び出資金 | | | | | | | | | |
| 25 積立金 | | | | 35 | 35 | 147,690 | | | |
| 26 寄附金 | | | | | | 950 | | | |
| 27 公課費 | | | | | | 98 | | | |
| 28 繰出金 | | | | | | 3,339,275 | | | |
| 予備費 | | | | | | | | | |
| 計 | 2,000,970 | 678,255 | 1,322,715 | 35 | 35 | 45,742,036 | 352,153 | 352,153 | 352,153 |
| 財源 | | | | | | | | | |
| 国庫支出金 | | | | | | 3,285,725 | 138,162 | 138,162 | 138,162 |
| 地方債 | 99,000 | | 99,000 | | | 778,000 | | | |
| その他 | 2,105 | 1,093 | 1,012 | 35 | 35 | 1,305,984 | 24 | 24 | 24 |
| 一般財源 | 1,899,865 | 677,162 | 1,222,703 | | | 40,372,327 | 213,967 | 213,967 | 213,967 |

平成31年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

(単位:千円)

| 節 | 款 項 目 | 6款 農林水産業費 | | | | 7款 商工費 | | | |
|---------|-------------|------------|-------|--------|----------|------------|---------|---------|----------|
| | | | うち総務部 | | | | うち総務部 | | |
| | | | | 1項 農業費 | | | | 1項 商業費 | |
| | | | | | 1目 農業総務費 | | | | 2目 商業振興費 |
| 1 | 報 酬 | 370,288 | 2,422 | 2,422 | 2,422 | 72,257 | | | |
| 2 | 給 料 | 2,438,436 | | | | 382,200 | | | |
| 3 | 職員手当等 | 1,231,077 | | | | 191,300 | | | |
| 4 | 共 済 費 | 888,611 | | | | 168,243 | | | |
| 5 | 災 害 補 償 費 | | | | | | | | |
| 6 | 恩給及び退職年金 | | | | | | | | |
| 7 | 賞 金 | 607 | | | | | | | |
| 8 | 報 償 費 | 36,220 | | | | 379,127 | | | |
| 9 | 旅 費 | 84,529 | | | | 60,753 | 400 | 400 | 400 |
| | 費用弁償 | 4,386 | | | | 10,474 | 200 | 200 | 200 |
| | 普通旅費 | 72,582 | | | | 40,235 | 200 | 200 | 200 |
| | 特別旅費 | 7,561 | | | | 10,044 | | | |
| 10 | 交 際 費 | 100 | | | | 200 | | | |
| 11 | 需 用 費 | 422,778 | | | | 47,833 | 1,476 | 1,476 | 1,476 |
| 12 | 役 務 費 | 111,207 | | | | 46,228 | 900 | 900 | 900 |
| 13 | 委 託 料 | 1,740,569 | | | | 693,487 | 18,351 | 18,351 | 18,351 |
| 14 | 使用料及び賃借料 | 117,612 | | | | 145,447 | 83,932 | 83,932 | 83,932 |
| 15 | 工事請負費 | 3,345,157 | | | | 9,915 | | | |
| 16 | 原 材 料 費 | 3,444 | | | | | | | |
| 17 | 公有財産購入費 | 500 | | | | | | | |
| 18 | 備品購入費 | 131,944 | | | | 11,503 | 8,091 | 8,091 | 8,091 |
| 19 | 負担金、補助及び交付金 | 9,493,600 | | | | 10,189,570 | 19,813 | 19,813 | 19,813 |
| 20 | 扶 助 費 | | | | | | | | |
| 21 | 貸 付 金 | 511,343 | | | | 432,183 | | | |
| 22 | 補償、補填及び賠償金 | 30,699 | | | | | | | |
| 23 | 償還金、利子及び割引料 | 663,392 | | | | | | | |
| 24 | 投資及び出資金 | 10 | | | | | | | |
| 25 | 積 立 金 | 633,301 | | | | | | | |
| 26 | 寄 附 金 | | | | | | | | |
| 27 | 公 課 費 | 382 | | | | | | | |
| 28 | 繰 出 金 | 170,199 | | | | 23,917 | | | |
| | 予 備 費 | | | | | | | | |
| | 計 | 22,426,005 | 2,422 | 2,422 | 2,422 | 12,854,163 | 132,963 | 132,963 | 132,963 |
| 財 源 内 訳 | 国庫支出金 | 6,949,982 | | | | 145,582 | | | |
| | 地方債 | 2,301,000 | | | | 117,000 | | | |
| | その他 | 2,904,721 | | | | 473,434 | 12,243 | 12,243 | 12,243 |
| | 一般財源 | 10,270,302 | 2,422 | 2,422 | 2,422 | 12,118,147 | 120,720 | 120,720 | 120,720 |

平成31年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | 12款 公債費 | | | | | 13款 諸支出金 | | | | |
|----------------|------------|------------|------------|----------------------------|------------|-------------|--------------------|-----------|-----------|--|
| | うち総務部 | | | | | うち総務部 | | | | |
| | 1項 公債費 | | | | | 2項 地方消費税清算金 | | | | |
| | | | 1目 利 | 2目 子 公債管理特別金 計繰出金 | | | 1目 地方消費税清 算金 | | | |
| 1 報酬 | | | | | | | | | | |
| 2 給料 | | | | | | | | | | |
| 3 職員手当等 | | | | | | | | | | |
| 4 共済費 | | | | | | | | | | |
| 5 災害補償費 | | | | | | | | | | |
| 6 恩給及び退職年金 | | | | | | | | | | |
| 7 賞金 | | | | | | | | | | |
| 8 報償費 | | | | | | | | | | |
| 9 旅費 | | | | | | | | | | |
| 費用弁償 | | | | | | | | | | |
| 普通旅費 | | | | | | | | | | |
| 特別旅費 | | | | | | | | | | |
| 10 交際費 | | | | | | | | | | |
| 11 需用費 | | | | | | | | | | |
| 12 役務費 | | | | | | | | | | |
| 13 委託料 | | | | | | | | | | |
| 14 使用料及び賃借料 | | | | | | | | | | |
| 15 工事請負費 | | | | | | | | | | |
| 16 原材料費 | | | | | | | | | | |
| 17 公有財産購入費 | | | | | | | | | | |
| 18 備品購入費 | | | | | | | | | | |
| 19 負担金、補助及び交付金 | | | | | | 11,524,788 | 11,524,788 | | | |
| 20 扶助費 | | | | | | | | | | |
| 21 貸付金 | | | | | | | | | | |
| 22 補償、補填及び賠償金 | | | | | | | | | | |
| 23 償還金、利子及び割引料 | 3,115 | 3,115 | 3,115 | 3,115 | | 8,888,509 | 8,888,509 | 8,508,415 | 8,508,415 | |
| 24 投資及び出資金 | | | | | | 313,446 | | | | |
| 25 積立金 | | | | | | | | | | |
| 26 寄附金 | | | | | | | | | | |
| 27 公課費 | | | | | | | | | | |
| 28 繰出金 | 56,677,465 | 56,677,465 | 56,677,465 | | 56,677,465 | | | | | |
| 予備費 | | | | | | | | | | |
| 計 | 56,680,580 | 56,680,580 | 56,680,580 | 3,115 | 56,677,465 | 20,726,743 | 20,413,297 | 8,508,415 | 8,508,415 | |
| 財源 | | | | | | | | | | |
| 内 | | | | | | | | | | |
| 国庫支出金 | | | | | | | | | | |
| 地方債 | | | | | | | | | | |
| その他 | 2,800,356 | 2,800,356 | 2,800,356 | | 2,800,356 | 88,310 | 88,310 | | | |
| 一般財源 | 53,880,224 | 53,880,224 | 53,880,224 | 3,115 | 53,877,109 | 20,638,433 | 20,324,987 | 8,508,415 | 8,508,415 | |

平成31年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | 13款 諸支出金 | | | | | | | |
|----------------|--------------|---------|--------------|---------|-------------------|---------|----------------|------------|
| | うち総務部 | | | | | | | |
| | 3項 利子割交付金 | | 4項 配当割交付金 | | 5項 株式等譲渡所得割交付金 | | 6項 地方消費税交付金 | |
| | 1目 利子割交付金 | | 1目 配当割交付金 | | 1目 株式等譲渡所得割交付金 | | 1目 地方消費税交付金 | |
| 1 報 酬 | | | | | | | | |
| 2 給 料 | | | | | | | | |
| 3 職員手当等 | | | | | | | | |
| 4 共 済 費 | | | | | | | | |
| 5 災 害 補 償 費 | | | | | | | | |
| 6 恩給及び退職年金 | | | | | | | | |
| 7 貸 金 | | | | | | | | |
| 8 報 償 費 | | | | | | | | |
| 9 旅 費 | | | | | | | | |
| 費用弁償 | | | | | | | | |
| 普通旅費 | | | | | | | | |
| 特別旅費 | | | | | | | | |
| 10 交 際 費 | | | | | | | | |
| 11 需 用 費 | | | | | | | | |
| 12 役 務 費 | | | | | | | | |
| 13 委 託 料 | | | | | | | | |
| 14 使用料及び賃借料 | | | | | | | | |
| 15 工 事 請 負 費 | | | | | | | | |
| 16 原 材 料 費 | | | | | | | | |
| 17 公有財産購入費 | | | | | | | | |
| 18 備品購入費 | | | | | | | | |
| 19 負担金、補助及び交付金 | 180,827 | 180,827 | 304,926 | 304,926 | 305,382 | 305,382 | 10,276,825 | 10,276,825 |
| 20 扶 助 費 | | | | | | | | |
| 21 貸 付 金 | | | | | | | | |
| 22 補償、補填及び賠償金 | | | | | | | | |
| 23 償還金、利子及び割引料 | | | | | | | | |
| 24 投資及び出資金 | | | | | | | | |
| 25 積 立 金 | | | | | | | | |
| 26 寄 附 金 | | | | | | | | |
| 27 公 課 費 | | | | | | | | |
| 28 繰 出 金 | | | | | | | | |
| 予 備 費 | | | | | | | | |
| 計 | 180,827 | 180,827 | 304,926 | 304,926 | 305,382 | 305,382 | 10,276,825 | 10,276,825 |
| 財 源 内 訳 | 国庫支出金 | | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | |
| | 一般財源 | 180,827 | 180,827 | 304,926 | 304,926 | 305,382 | 305,382 | 10,276,825 |

平成31年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | | 13款 諸支出金 | | | | | | | |
|----------------|-------------|----------------------|---------------------|--------------------|--------------|-------------|---------|------------|----|
| | | うち総務部 | | | | | | | |
| | | 7項 ゴルフ場利用税交付金 | | 8項 自動車取得税交付金 | | 9項 環境性能割交付金 | | 10項 利子割精算金 | |
| | | 1目 ゴルフ場利用 税交付金 | 1目 自動車取得税 交付金 | 1目 環境性能割交 付金 | 1目 利子割精算金 | | | | |
| 1 | 報 酬 | | | | | | | | |
| 2 | 給 料 | | | | | | | | |
| 3 | 職員手当等 | | | | | | | | |
| 4 | 共 済 費 | | | | | | | | |
| 5 | 災 害 補 償 費 | | | | | | | | |
| 6 | 恩給及び退職年金 | | | | | | | | |
| 7 | 賃 金 | | | | | | | | |
| 8 | 報 償 費 | | | | | | | | |
| 9 | 旅 費 | | | | | | | | |
| | 費用弁償 | | | | | | | | |
| | 普通旅費 | | | | | | | | |
| | 特別旅費 | | | | | | | | |
| 10 | 交 際 費 | | | | | | | | |
| 11 | 需 用 費 | | | | | | | | |
| 12 | 役 務 費 | | | | | | | | |
| 13 | 委 託 料 | | | | | | | | |
| 14 | 使用料及び賃借料 | | | | | | | | |
| 15 | 工事請負費 | | | | | | | | |
| 16 | 原 材 料 費 | | | | | | | | |
| 17 | 公有財産購入費 | | | | | | | | |
| 18 | 備品購入費 | | | | | | | | |
| 19 | 負担金、補助及び交付金 | 58,958 | 58,958 | 284,527 | 284,527 | 113,343 | 113,343 | | |
| 20 | 扶 助 費 | | | | | | | | |
| 21 | 貸 付 金 | | | | | | | | |
| 22 | 補償、補填及び賠償金 | | | | | | | | |
| 23 | 償還金、利子及び割引料 | | | | | | | 94 | 94 |
| 24 | 投資及び出資金 | | | | | | | | |
| 25 | 積 立 金 | | | | | | | | |
| 26 | 寄 附 金 | | | | | | | | |
| 27 | 公 課 費 | | | | | | | | |
| 28 | 繰 出 金 | | | | | | | | |
| | 予 備 費 | | | | | | | | |
| | 計 | 58,958 | 58,958 | 284,527 | 284,527 | 113,343 | 113,343 | 94 | 94 |
| 財 源 内 訳 | 国庫支出金 | | | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | |
| | 一般財源 | 58,958 | 58,958 | 284,527 | 284,527 | 113,343 | 113,343 | 94 | 94 |

平成31年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | 13款 諸支出金 | | 14款 予備費 | | | | 総務部合計 |
|----------------|-------------|---------|---------|---------|-----------|---------|------------|
| | うち総務部 | | うち総務部 | | | | |
| | 11項 県税還付金 | | 1項 予備費 | | | | |
| | 1目 県税還付金 | | | | 1目 予備費 | | |
| 1 報 酬 | | | | | | | 220,877 |
| 2 給 料 | | | | | | | 1,526,730 |
| 3 職員手当等 | | | | | | | 3,910,209 |
| 4 共 済 費 | | | | | | | 554,924 |
| 5 災 害 補 償 費 | | | | | | | 500 |
| 6 恩給及び退職年金 | | | | | | | 10,020 |
| 7 賞 金 | | | | | | | 12,467 |
| 8 報 償 費 | | | | | | | 199,379 |
| 9 旅 費 | | | | | | | 110,951 |
| 費用弁償 | | | | | | | 4,213 |
| 普通旅費 | | | | | | | 96,447 |
| 特別旅費 | | | | | | | 10,291 |
| 10 交 際 費 | | | | | | | 2,000 |
| 11 需 用 費 | | | | | | | 321,696 |
| 12 役 務 費 | | | | | | | 221,256 |
| 13 委 託 料 | | | | | | | 1,482,962 |
| 14 使用料及び賃借料 | | | | | | | 798,662 |
| 15 工 事 請 負 費 | | | | | | | 299,622 |
| 16 原 材 料 費 | | | | | | | |
| 17 公有財産購入費 | | | | | | | 206 |
| 18 備品購入費 | | | | | | | 17,814 |
| 19 負担金、補助及び交付金 | | | | | | | 12,996,291 |
| 20 扶 助 費 | | | | | | | 1,500 |
| 21 貸 付 金 | | | | | | | |
| 22 補償、補填及び賠償金 | | | | | | | 1,800 |
| 23 償還金、利子及び割引料 | 380,000 | 380,000 | | | | | 8,921,624 |
| 24 投資及び出資金 | | | | | | | |
| 25 積 立 金 | | | | | | | 95,541 |
| 26 寄 附 金 | | | | | | | |
| 27 公 課 費 | | | | | | | |
| 28 繰 出 金 | | | | | | | 56,677,465 |
| 予 備 費 | | | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 |
| 計 | 380,000 | 380,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 88,534,496 |
| 財 源 | | | | | | | |
| 内 庫 支 出 金 | | | | | | | 150,910 |
| 地 方 債 | | | | | | | 1,915,000 |
| 内 所 の 他 | 88,310 | 88,310 | | | | | 3,355,292 |
| 一 般 財 源 | 291,690 | 291,690 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 83,103,294 |

節 の 明 細

| 項 目 | | 金額(千円)等 |
|--------------------|-------------------------|---------|
| 2款 総務費 | | |
| 1項 総務管理費 | | |
| 1目 一般管理費 | | |
| 報 酬 | 非常勤職員 | 67人 |
| | 鳥取県内水面利用調整委員会委員 | 5人 |
| 給 料 | 特別職 | 2人 |
| | 一般職員 | 243人 |
| | 定数外職員 | 39人 |
| 負担金、補助及び交付金 | 災害復興調整費 | 25,000 |
| 2目 人事管理費 | | |
| 報 酬 | キャリアアドバイザー(非常勤職員) | 8人 |
| | 産業医(非常勤職員) | 5人 |
| | 健康相談員(非常勤職員) | 3人 |
| | ハラスメント外部相談員(非常勤職員) | 1人 |
| | 鳥取県職員の処分等に係る評価委員会委員 | 3人 |
| | 鳥取県知事等の給与に関する有識者会議委員 | 10人 |
| | 公務災害補償等認定委員会委員 | 4人 |
| | 公務災害補償等審査会委員 | 3人 |
| | 健康管理審査会(一般疾患部会)委員 | 3人 |
| | 健康管理審査会(精神疾患部会)委員 | 5人 |
| | 職員人材開発センター運営審議会委員 | 5人 |
| | 負担金、補助及び交付金 | 首長連合負担金 |
| 自治大学校派遣研修負担金 | | 3,328 |
| 自治法派遣職員負担金 | | 22,523 |
| 中国吉林省東北師範大学負担金 | | 644 |
| 公務人材開発協会費 | | 20 |
| 研修企画担当者養成研修負担金 | | 120 |
| 自己啓発支援助成金 | | 800 |
| 中央労働災害防止協会賛助会員負担金 | | 50 |
| 職員健康増進事業負担金 | | 18,853 |
| 育休職員職場復帰支援研修会託児負担金 | | 1 |
| 地方職員共済組合負担金 | | 228 |
| 県職員文化活動推進事業補助金 | | 1,243 |
| 4目 文書費 | | |
| 報 酬 | 行政不服審査会委員 | 5人 |
| 負担金、補助及び交付金 | 審理員候補者研修負担金 | 72 |
| | 文書事務研修負担金 | 71 |
| | 行政不服審査法実務研修負担金 | 36 |
| 5目 財政管理費 | | |
| 負担金、補助及び交付金 | 地方財務協会負担金 | 279 |
| | 地方債協会負担金 | 720 |
| | 全国自治宝くじ事務協議会負担金 | 66 |
| | 西日本宝くじ事務協議会負担金 | 81 |
| 7目 財産管理費 | | |
| 報 酬 | 財産評価審議会委員 | 6人 |
| 負担金、補助及び交付金 | 研修・講習会受講負担金 | 114 |
| | 電波利用料 | 8 |
| | 営繕積算システム運用負担金 | 2,169 |
| | 地域の建物づくりを支える人材育成支援事業補助金 | 2,220 |
| | 国有資産等所在市町村交付金 | 66,193 |
| | ふるさと納税自治体連合負担金 | 30 |

節 の 明 細

| 項 目 | | 金額(千円)等 | |
|-----------------------|-----------------------------------|------------------------|--------|
| 9目 県外事務所費 | | | |
| 報 酬 | 非常勤職員 | 5人 | |
| | 名古屋駅でのPR事業(プロポーザル審査会報酬) | 2人 | |
| 負担金、補助 及び交付金 | 全国東京事務所長会負担金 | 20 | |
| | 近畿ブロック東京事務所長会負担金 | 15 | |
| | 各省担当者協議会負担金 | 35 | |
| | 鳥取県・明治大学連携事業負担金 | 500 | |
| | 中国五県物産観光協議会年会費 | 20 | |
| | 都道府県会館会議室使用負担金 | 36 | |
| | 関西市場駐在協議会会費 | 15 | |
| | 関西系統農協畜産物販売連絡協議会負担金 | 30 | |
| | 商工会議所(大阪、東大阪、京都、守口門真、姫路、神戸、尼崎)年会費 | 218 | |
| | 各展示会への出展負担金 | 125 | |
| | 包括協定大学への負担金 | 393 | |
| | 就職協定大学への負担金 | 455 | |
| | 大阪駅前第3ビル事務所管理負担金 | 2,712 | |
| | 大阪駅前第3ビル修繕積立負担金 | 225 | |
| | 関西本部多目的交流室管理負担金 | 3,155 | |
| | 在阪府県協議会会費 | 100 | |
| | 在阪中四国県事務所協議会負担金 | 30 | |
| | 中四国観光展事業負担金 | 50 | |
| | 在名道県連絡協議会負担金 | 50 | |
| | 全国物産観光センター連絡協議会会費・負担金 | 148 | |
| イベント出展負担金 | 452 | | |
| 名古屋商工会議所、名古屋産業人クラブ年会費 | 60 | | |
| 1.1目 財政調整基金費 | | | |
| 積立金 | 財政調整基金積立金 | 2,479 | |
| 12目 諸 費 | | | |
| 報 酬 | 鳥取県公益認定等審議会委員 | 5人 | |
| | 鳥取県職員の処分等に係る評価委員会委員 | 3人 | |
| 負担金、補助 及び交付金 | 地方公営企業繰出金 | 13,540 | |
| | 公益認定等総合情報システム利用負担金 | 445 | |
| 償還金、利子 及び割引料 | 国庫補助金等過年度精算返還金 | 30,000 | |
| 13目 減債基金費 | | | |
| 積立金 | 減債基金積立金 | 93,027 | |
| 14目 公文書館費 | | | |
| 報 酬 | 非常勤職員 | 7人 | |
| | 新鳥取県史編さん委員会編さん委員 | 6人 | |
| | 新鳥取県史編さん委員会専門部会委員 | 13人 | |
| 負担金、補助 及び交付金 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金 | 40 | |
| 2項 企画費 | | | |
| 1目 企画総務費 | | | |
| 給 料 | 一般職員 | 10人 | |
| | 定数外職員 | 2人 | |
| 2目 計画調査費 | | | |
| 負担金、補助 及び交付金 | 報 酬 | 非常勤職員 | 1人 |
| | 負担金、補助 及び交付金 | 鳥取情報ハイウェイ電線共同溝点検負担金 | 20 |
| | | 地方公共団体情報システム機構負担金 | 1,800 |
| | | 住民基本台帳ネットワークシステム負担金 | 16,925 |
| | | 公的個人認証サービス一般負担金 | 20,004 |
| | | 公的個人認証サービス地域情報化推進事業負担金 | 2,167 |
| | | 総合行政ネットワーク負担金 | 37,442 |
| | | 中間サーバー運用交付金 | 5,313 |
| | | 超高速情報通信基盤整備補助金 | 43,113 |
| | | 情報通信格差是正事業費補助金 | 14,956 |

節 の 明 細

| 項 目 | | 金額(千円)等 |
|-----------------|--------------------------------------|------------|
| 3項 徴 税 費 | | |
| 1目 税務総務費 | | |
| 報 酬 | 非常勤職員 | 15人 |
| | 固定資産評価審議会委員 | 4人 |
| 給 料 | 一般職員 | 89人 |
| 負担金、補助 及び交付金 | 租税教育推進協議会負担金 | 220 |
| | 資産評価システム研究センター負担金 | 700 |
| | 中国ブロック税務講習会負担金 | 72 |
| 2目 賦課徴収費 | | |
| 負担金、補助 及び交付金 | 個人県民税徴収取扱費市町村交付金 | 879,537 |
| | 地方消費税徴収取扱費負担金 | 30,201 |
| | 地方税共同機構負担金 | 18,715 |
| | 県石油商業組合補助金 | 440 |
| | 納税貯蓄組合補助金 | 1,400 |
| | たばこ販売組合補助金 | 180 |
| 6項 防 災 費 | | |
| 1目 防災総務費 | | |
| 積 立 金 | 鳥取県原子力防災対策基金積立金 | 35 |
| 3款 民 生 費 | | |
| 1項 社会福祉費 | | |
| 1目 社会福祉総務費 | | |
| 報 酬 | 非常勤職員 | 1人 |
| | 人権相談員(非常勤職員) | 3人 |
| | ユニバーサルデザイン推進専門員(非常勤職員) | 1人 |
| | 人権尊重の社会づくり協議会委員 | 26人 |
| | 差別事象検討小委員会委員 | 6人 |
| | 人権意識調査実施検討小委員会委員 | 5人 |
| | 鳥取県いじめ問題検証委員会委員 | 5人 |
| | 一般職員 | 10人 |
| 負担金、補助 及び交付金 | 研修参加負担金 | 50 |
| | 鳥取県人権文化センター負担金 | 33,256 |
| | 鳥取県人権擁護委員連合会補助金 | 120 |
| | 隣保館運営費等補助金 | 173,535 |
| | 全国隣保館連絡協議会負担金 | 550 |
| | 鳥取県隣保館連絡協議会補助金 | 600 |
| | 鳥取県同和对策協議会補助金 | 126 |
| | 部落解放同盟鳥取県連合会補助金 | 2,500 |
| 6款 農林水産業費 | | |
| 1項 農業費 | | |
| 1目 農業総務費 | | |
| 報 酬 | 非常勤職員 | 3人 |
| 7款 商 工 費 | | |
| 1項 商業費 | | |
| 2目 商業振興費 | | |
| 負担金、補助 及び交付金 | 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会負担金 | 17,313 |
| | 首都圏アンテナショップを拠点とした情報発信の促進(催事出展者支援金事業) | 2,500 |
| 12款 公 債 費 | | |
| 1項 公債費 | | |
| 1目 利 子 | | |
| 償還金、利子 及び割引料 | 一時借入金利子 | 3,115 |
| 2目 公債管理特別会計繰出金 | | |
| 繰 出 金 | 公債管理特別会計繰出金 | 56,677,465 |

節 の 明 細

| 項 目 | 金額(千円)等 |
|-----------------------|------------|
| 13款 諸支出金 | |
| 2項 地方消費税清算金 | |
| 1目 地方消費税清算金 | |
| 償還金、利子及び割引料 地方消費税清算金 | 8,508,415 |
| 3項 利子割交付金 | |
| 1目 利子割交付金 | |
| 負担金、補助及び交付金 市町村交付金 | 180,827 |
| 4項 配当割交付金 | |
| 1目 配当割交付金 | |
| 負担金、補助及び交付金 市町村交付金 | 304,926 |
| 5項 株式等譲渡所得割交付金 | |
| 1目 株式等譲渡所得割交付金 | |
| 負担金、補助及び交付金 市町村交付金 | 305,382 |
| 6項 地方消費税交付金 | |
| 1目 地方消費税交付金 | |
| 負担金、補助及び交付金 市町村交付金 | 10,276,825 |
| 7項 ゴルフ場利用税交付金 | |
| 1目 ゴルフ場利用税交付金 | |
| 負担金、補助及び交付金 市町村交付金 | 58,958 |
| 8項 自動車取得税交付金 | |
| 1目 自動車取得税交付金 | |
| 負担金、補助及び交付金 市町村交付金 | 284,527 |
| 9項 環境性能割交付金 | |
| 1目 環境性能割交付金 | |
| 負担金、補助及び交付金 市町村交付金 | 113,343 |
| 10項 利子割精算金 | |
| 1目 利子割精算金 | |
| 償還金、利子及び割引料 利子割精算金 | 94 |
| 11項 県税還付金 | |
| 1目 県税還付金 | |
| 償還金、利子及び割引料 県税過納金等還付金 | 380,000 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分以外)

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | | | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------------------------|-------------|----------------|-----------|----------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|---------------|--|
| | | 期 間 | 金 額 千円 | 期 間 | 金 額 千円 | 国庫支出金 千円 | 地方債 千円 | 特 定 財 源 | | 一 般 財 源 千円 | |
| | | | | | | | | その他 千円 | その他 千円 | | |
| 平成31年度 県庁舎受変電設備点検業務委託 | 千円 5,235 | | | 平成32年度から 平成34年度まで | 5,235 | | | | | 千円 5,235 | |
| 平成31年度 住民基本台帳ネットワークシステム機器賃借料 | 28,490 | | | 平成32年度から 平成36年度まで | 28,490 | | | | | 28,490 | |
| 平成31年度 鳥取県ホームページポータルサイト利用料 | 1,492 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 1,492 | | | | | 1,492 | |
| 平成31年度 庁内LANシステム機器賃借料 | 232,526 | | | 平成32年度から 平成37年度まで | 232,526 | | | | | 232,526 | |
| 平成31年度 庁内情報共通基盤強化事業費 | 180,162 | | | 平成32年度から 平成36年度まで | 180,162 | | | | | 180,162 | |
| 平成31年度 鳥取県WEBGIS ASPサービス利用料 | 10,296 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 10,296 | | | | | 10,296 | |
| 平成31年度 電子決裁・文書管理システム運用管理業務委託 | 9,072 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 9,072 | | | | | 9,072 | |
| 平成31年度 電子決裁・文書管理システム機器保守管理業務委託 | 13,792 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 13,792 | | | | | 13,792 | |
| 平成31年度 鳥取情報ハイウェイ無停電電源装置保守業務委託 | 990 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 990 | | | | | 990 | |
| 平成31年度 鳥取情報ハイウェイ入室装置保守業務委託 | 278 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 278 | | | | | 278 | |
| 平成31年度 鳥取情報ハイウェイ空調設備点検業務委託 | 564 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 564 | | | | | 564 | |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分以外)

| 事項 | 限度額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左の財源内訳 | | | | |
|--------------------------------|--------------|----------------|----|----------------------|--------------|--------|-----|-----|--------------|--------|
| | | 期間 | 金額 | 期間 | 金額 | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 平成31年度 ノーツデータベース開発・改修相談業務委託 | 千円 14,458 | | 千円 | 平成32年度から 平成33年度まで | 千円 14,458 | | | | 千円 14,458 | |
| 平成31年度 書式台帳管理システム保守業務委託 | 6,796 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 6,796 | | | | | 6,796 |
| 平成31年度 県立施設予約システム管理運営業務委託 | 8,396 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 8,396 | | | | | 8,396 |
| 平成31年度 健康管理システム運用保守業務委託 | 1,892 | | | 平成32年度から 平成35年度まで | 1,892 | | | | | 1,892 |
| 平成31年度 ふるさと納税受付等業務委託 | 36,439 | | | 平成32年度から 平成34年度まで | 36,439 | | | | | 36,439 |
| 平成31年度 庶務業務人材派遣委託 | 1,743 | | | 平成32年度 | 1,743 | | | | | 1,743 |
| 平成31年度 職員宿舎管理業務委託 | 2,455 | | | 平成32年度 | 2,455 | | | | | 2,455 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|---|----------|----------------|-----------|----------------------|-----------|-------------|-----------|-----------|------------|
| | | 期 間 | 金 額 千円 | 期 間 | 金 額 千円 | 国庫支出金 千円 | 地方債 千円 | その他 千円 | 一般財源 千円 |
| 平成31年度 知事公邸清掃業務委託 | 千円 33 | | | 平成32年度 | 33 | | | | 33 |
| 平成31年度 県庁舎等植栽管理業務委託 | 81 | | | 平成32年度 | 81 | | | | 81 |
| 平成31年度 県庁舎議場放送設備等保守点検業務委託 | 24 | | | 平成32年度 | 24 | | | | 24 |
| 平成31年度 テレビ会議システム管理運営業務委託 | 31 | | | 平成32年度 | 31 | | | | 31 |
| 平成31年度 税外未収金回収委託 | 23 | | | 平成32年度 | 23 | | | | 23 |
| 平成31年度 地方税電子申告審査サービス業務委託 | 53 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 53 | | | | 53 |
| 平成31年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託 (税務システム) | 4,815 | | | 平成32年度から 平成35年度まで | 4,815 | | | | 4,815 |
| 平成31年度 県有施設清掃業務委託 | 320 | | | 平成32年度 | 320 | | | | 320 |
| 平成31年度 県有施設エレベーター等保守点検業務委託 | 249 | | | 平成32年度 | 249 | | | | 249 |
| 平成31年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託 (共通基盤システム) | 1,575 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 1,575 | | | | 1,575 |
| 平成31年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託 (給与・勤怠管理システム) | 3,201 | | | 平成32年度から 平成34年度まで | 3,201 | | | | 3,201 |
| 平成31年度 統合宛名システム運用保守委託 | 246 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 246 | | | | 246 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

| 事 項 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------------------------------|----------------|-----------|----------------------|-----------|-------------|---------|-----|-----|
| | 期 間 | 金 額 千円 | 期 間 | 金 額 千円 | 特 定 財 源 | 一 般 財 源 | | |
| | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 平成31年度 公衆無線LANサーバ等賃借料 | | 51 | 平成32年度から 平成33年度まで | 51 | | | | 51 |
| 平成31年度 電子申請システム利用負担金 | | 412 | 平成32年度から 平成33年度まで | 412 | | | 162 | 250 |
| 平成31年度 行政イントラネットシステム利用負担金 | | 70 | 平成32年度から 平成33年度まで | 70 | | | 35 | 35 |
| 平成31年度 公衆無線LANサーバ等賃借料 | | 50 | 平成32年度から 平成34年度まで | 50 | | | | 50 |
| 平成31年度 インターネット放送局機器賃借料 | | 375 | 平成32年度から 平成35年度まで | 375 | | | | 375 |
| 平成31年度 インターネット放送局管理運営業務委託 | | 215 | 平成32年度から 平成35年度まで | 215 | | | | 215 |
| 平成31年度 自治体共同インターネット接続サービス利用料 | | 494 | 平成32年度から 平成33年度まで | 494 | | | 304 | 190 |
| 平成31年度 関西本部清掃業務委託 | | 5 | 平成32年度 | 5 | | | | 5 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | | | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|------------------------------------|---------------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|---------------|--|
| | | 期 間 | 金 額 千円 | 期 間 | 金 額 千円 | 国庫支出金 千円 | 地方債 千円 | 特 定 財 源 | | 一 般 財 源 千円 | |
| | | | | | | | | その他 千円 | その他 千円 | | |
| 平成26年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託 | 千円 573,308 | 平成27年度から 平成30年度まで | 413,362 | 平成31年度から 平成33年度まで | 159,946 | | | | | 159,946 | |
| 平成27年度 鳥取情報ハイウェイ監視サーバ賃借料 | 15,912 | 平成28年度から 平成30年度まで | 6,214 | 平成31年度から 平成32年度まで | 3,107 | | | | | 3,107 | |
| 平成27年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託 | 2,210,282 | 平成28年度から 平成30年度まで | 1,400,750 | 平成31年度から 平成34年度まで | 707,737 | | | | | 707,737 | |
| 平成27年度 統合宛名システム運用保守委託 | 61,050 | 平成28年度から 平成30年度まで | 18,269 | 平成31年度から 平成32年度まで | 13,303 | | | | | 13,303 | |
| 平成27年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助 | 2,055 | 平成28年度から 平成30年度まで | 282 | 平成31年度から 平成42年度まで | 1,773 | | | | | 1,773 | |
| 平成28年度 地方税電子申告審査サーバ業務委託 | 9,072 | 平成29年度から 平成30年度まで | 3,370 | 平成31年度から 平成33年度まで | 4,493 | | | | | 4,493 | |
| 平成28年度 鳥取情報ハイウェイ機器賃借料 | 445,816 | 平成29年度から 平成30年度まで | 107,864 | 平成31年度から 平成34年度まで | 200,319 | | | | | 200,319 | |
| 平成28年度 鳥取情報ハイウェイ県間接続装置機器賃借料 | 18,900 | 平成29年度から 平成30年度まで | 5,306 | 平成31年度から 平成33年度まで | 6,632 | | | | | 6,632 | |
| 平成28年度 鳥取情報ハイウェイエイトラフィック測定装置賃借料 | 4,163 | 平成29年度から 平成30年度まで | 1,841 | 平成31年度から 平成33年度まで | 2,301 | | | | | 2,301 | |
| 平成28年度 公衆無線LANサーバ等賃借料 | 38,115 | 平成29年度から 平成30年度まで | 3,723 | 平成31年度から 平成33年度まで | 4,654 | | | | | 4,654 | |
| 平成28年度 庁内LANサーバ利用料 | 4,263 | 平成29年度から 平成30年度まで | 1,478 | 平成31年度から 平成33年度まで | 2,217 | | | | | 2,217 | |
| 平成28年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助 | 56,668 | 平成29年度から 平成30年度まで | 22,401 | 平成31年度から 平成41年度まで | 34,267 | | | | | 34,267 | |
| 平成28年度 電子申請システム利用負担金 | 55,365 | 平成29年度から 平成30年度まで | 22,146 | 平成31年度から 平成33年度まで | 33,219 | | | 12,990 | | 20,229 | |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

| 事 項 | 限 度 額 千円 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | 一般財源 千円 |
|-------------------------------|-------------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|-------------|-----------|-----------|--|------------|
| | | 期 間 | 金 額 千円 | 期 間 | 金 額 千円 | 国庫支出金 千円 | 地方債 千円 | その他 千円 | | |
| 平成28年度 行政イントラネットシステム利用負担金 | 10,528 | 平成29年度から 平成30年度まで | 4,512 | 平成31年度から 平成33年度まで | 6,016 | | | 3,008 | | 3,008 |
| 平成28年度 行政情報ネットワーク機器等賃借料 | 563,654 | 平成29年度から 平成30年度まで | 203,659 | 平成31年度から 平成33年度まで | 204,778 | | | | | 204,778 |
| 平成28年度 文書管理システム検索連携サーバ賃借料 | 25,901 | 平成29年度から 平成30年度まで | 10,368 | 平成31年度から 平成33年度まで | 15,533 | | | | | 15,533 |
| 平成28年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助 | 46,190 | | | 平成32年度から 平成41年度まで | 46,190 | | | | | -46,190 |
| 平成29年度 公衆無線LANサーバ等賃借料 | 7,619 | 平成30年度 | 1,054 | 平成31年度から 平成34年度まで | 3,689 | | | | | 3,689 |
| 平成29年度 県庁基幹システム開発及び運用保守委託 | 59,797 | 平成30年度 | | 平成31年度から 平成35年度まで | 59,797 | | | | | 59,797 |
| 平成29年度 知事公邸清掃業務委託 | 5,520 | 平成30年度 | 1,750 | 平成31年度から 平成32年度まで | 3,500 | | | | | 3,500 |
| 平成29年度 県庁舎等植栽管理業務委託 | 15,462 | 平成30年度 | 4,286 | 平成31年度から 平成32年度まで | 8,572 | | | | | 8,572 |
| 平成29年度 県庁舎議場放送設備等保守点検業務委託 | 4,182 | 平成30年度 | 1,296 | 平成31年度から 平成32年度まで | 2,592 | | | | | 2,592 |
| 平成29年度 テレビ会議システム管理運営業務委託 | 5,211 | 平成30年度 | 1,692 | 平成31年度から 平成32年度まで | 3,384 | | | | | 3,384 |
| 平成29年度 県有施設清掃業務委託 | 60,255 | 平成30年度 | 17,465 | 平成31年度から 平成32年度まで | 42,790 | | | | | 42,790 |
| 平成29年度 県有施設工しべーター等保守点検業務委託 | 42,174 | 平成30年度 | 13,434 | 平成31年度から 平成32年度まで | 28,740 | | | | | 28,740 |
| 平成29年度 関西本部清掃業務委託 | 741 | 平成30年度 | 227 | 平成31年度から 平成32年度まで | 454 | | | | | 454 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|---------------------------------|---------|----------------|-----|----------------------|---------|-------------|---------|-------|--------|---------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 国庫支出金 | 特 定 財 債 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| | | | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 平成29年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助 | 66,042 | | | 平成32年度から 平成41年度まで | 66,042 | | | | | 66,042 |
| 平成30年度 インターネット放送局機器賃借料 | 25,312 | | | 平成31年度から 平成35年度まで | 25,312 | | | | | 25,312 |
| 平成30年度 インターネット放送局管理運営業務委託 | 14,756 | | | 平成31年度から 平成35年度まで | 14,756 | | | | | 14,756 |
| 平成30年度 WEBファイルタリングソフト使用料 | 8,087 | | | 平成31年度から 平成35年度まで | 8,087 | | | | | 8,087 |
| 平成30年度 LGWANサービス提供設備賃借料 | 3,011 | | | 平成31年度から 平成35年度まで | 2,672 | | | | | 2,672 |
| 平成30年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助 | 30,000 | | | 平成31年度から 平成39年度まで | 30,000 | | | | | 30,000 |
| 平成30年度 庁内LANシステム管理機器賃借料 | 226,265 | | | 平成31年度から 平成35年度まで | 226,265 | | | | | 226,265 |
| 平成30年度 文書管理システムサーバ賃借料 | 25,116 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 25,116 | | | | | 25,116 |
| 平成30年度 自治体共同インターネット接続サービス利用料 | 40,047 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 40,047 | | | | 24,756 | 15,291 |
| 平成30年度 税外未収金回収委託 | 2,394 | | | 平成31年度から 平成32年度まで | 2,394 | | | | | 2,394 |
| 平成30年度 鳥取県立人権ひろば21指定管理料 | 55,439 | | | 平成31年度から 平成35年度まで | 55,439 | | | | | 55,439 |
| 平成30年度 首都圏アンテナショップ建物賃借料 | 422,086 | | | 平成31年度から 平成35年度まで | 422,086 | | | | 44,000 | 378,086 |
| 平成30年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助 | 100,000 | | | 平成31年度から 平成39年度まで | 100,000 | | | | | 100,000 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度未までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | | |
|-------------------------------|-----------|----------------|-----|----------------------|--------|-------------|-----|---------|----|------|--------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 国庫支出金 | 地方債 | 特 定 財 源 | | 一般財源 | |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | | 千円 |
| 平成30年度 知事公邸非常通報装置保守業務委託 | 千円 188 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 188 | | | | | | 188 |
| 平成30年度 知事公邸自動ドア・自動門扉保守業務委託 | 494 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 494 | | | | | | 494 |
| 平成30年度 知事公邸排煙装置設置保守点検業務委託 | 377 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 377 | | | | | | 377 |
| 平成30年度 知事公邸床暖房設備保守点検業務委託 | 282 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 282 | | | | | | 282 |
| 平成30年度 県庁舎受変電監視制御設備保守業務委託 | 3,515 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 3,515 | | | | | | 3,515 |
| 平成30年度 県庁舎等消防設備保守点検業務委託 | 14,937 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 14,937 | | | | | | 14,937 |
| 平成30年度 県庁舎電気安全用具点検業務委託 | 583 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 583 | | | | | | 583 |
| 平成30年度 議会棟別館階段昇降機点検業務委託 | 459 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 459 | | | | | | 459 |
| 平成30年度 県庁舎冷温水発生機排出ガス測定業務委託 | 659 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 659 | | | | | | 659 |
| 平成30年度 家屋評価システム保守業務委託 | 1,485 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 1,485 | | | | | | 1,485 |
| 平成30年度 県有施設消防設備保守点検業務委託 | 31,392 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 31,392 | | | | | | 31,392 |
| 平成30年度 関西本部機械警備業務委託 | 494 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 494 | | | | | | 494 |
| 平成30年度 公文書館警備業務委託 | 4,242 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 4,242 | | | | | | 4,242 |

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

| 区分 | 前前年度末現在高 千円 | 前年度末現在高見込額 千円 | 当該年度中増減見込み | | 当該年度末現在高見込額 千円 |
|-------------|----------------|------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| | | | 当該年度中起債見込額 千円 | 当該年度中元金償還見込額 千円 | |
| 1 普通債 | 632,737,408 | 618,608,659 | 34,264,000 | 51,166,938 | 601,705,721 |
| (1) 土 木 | 234,657,544 | 227,842,503 | 10,269,000 | 20,962,057 | 217,149,446 |
| (2) 農 林 水 産 | 36,828,947 | 35,692,981 | 2,433,000 | 3,725,938 | 34,400,043 |
| (3) 教 育 | 18,058,351 | 18,490,198 | 764,000 | 1,232,090 | 18,022,108 |
| (4) 公 営 住 宅 | 3,069,358 | 3,556,120 | 773,000 | 182,162 | 4,146,958 |
| (5) 民 生 | 3,019,114 | 3,011,531 | 778,000 | 489,026 | 3,300,505 |
| (6) 衛 生 | 1,157,610 | 1,047,540 | 264,000 | 177,481 | 1,134,059 |
| (7) 臨時財政対策債 | 301,174,501 | 294,522,646 | 12,736,000 | 22,417,414 | 284,841,232 |
| (8) そ の 他 | 34,771,983 | 34,445,140 | 6,247,000 | 1,980,770 | 38,711,370 |
| 2 災害復旧債 | 4,516,485 | 6,509,325 | 1,948,000 | 594,658 | 7,862,667 |
| (1) 土 木 | 3,972,574 | 5,991,546 | 1,780,000 | 563,451 | 7,208,095 |
| (2) 農 林 水 産 | 158,655 | 129,249 | 168,000 | 24,460 | 272,789 |
| (3) そ の 他 | 385,256 | 388,530 | 0 | 6,747 | 381,783 |
| 合 計 | 637,253,893 | 625,117,984 | 36,212,000 | 51,761,596 | 609,568,388 |

平成31年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

| 課名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------|-----|-----|-----------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 繰入金 | その他 | 事業収入 | |
| 総務課 | 205,966 | 198,857 | 7,109 | | | | 205,966 | |
| 政策法務課 | 106,861 | 108,030 | △ 1,169 | | | 18 | 106,843 | |
| 情報政策課 | 284,266 | 283,445 | 821 | | | | 284,266 | |
| 総合事務センター 庶務集中課 | 3,741,063 | 4,054,911 | △ 313,848 | | | | 3,741,063 | |
| 物品契約課 | 526,298 | 439,318 | 86,980 | | | | 526,298 | |
| 合計 | 4,864,454 | 5,084,561 | △ 220,107 | | | 18 | 4,864,436 | |

平成31年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

| 款 | 項 | 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 明 |
|--------|-------------|-------------|-----------------|-----------------|----------------|---|-----------|---------|
| | | | | | | 区 | 分 | |
| 1 事業収入 | | | 千円 4,864,436 | 千円 4,884,543 | 千円 △ 20,107 | | 千円 | |
| | 1 用品調達事業収入 | | 526,298 | 439,318 | .86,980 | | | |
| | | 1 用品調達事業収入 | 526,298 | 439,318 | 86,980 | 1 | 用品調達事業収入 | 526,298 |
| 2 諸収入 | 2 自動車管理事業収入 | | 230,511 | 232,663 | △ 2,152 | | | |
| | | 1 自動車管理事業収入 | 230,511 | 232,663 | △ 2,152 | 1 | 自動車管理事業収入 | 230,511 |
| | 3 集中管理事業収入 | | 4,107,627 | 4,212,562 | △ 104,935 | | | |
| 2 諸収入 | | | 18 | 18 | 0 | | | |
| | 1 雑入 | | 18 | 18 | 0 | | | |
| | | 1 雑入 | 18 | 18 | 0 | 1 | 雑入 | 18 |
| 繰越金 | | | 0 | 200,000 | △ 200,000 | | | |
| | 繰越金 | | 0 | 200,000 | △ 200,000 | | | |
| | | 繰越金 | 0 | 200,000 | △ 200,000 | | | |
| 歳入合計 | | | 4,864,454 | 5,084,561 | △ 220,107 | | | |

歳出

| 款 | 項 | 目 | 本年度の財源内訳 | | | | 前年度 | | 比・較 | 本年度 | | 区 分 | 金 額 | 説 明 |
|------------|-----------|------------|----------|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|--------------------------------------|-----|
| | | | 国庫支出金 | 諸収入 | 繰越金 | 事業収入 | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 | | | |
| 1 事業費 | 1 用品調達事業費 | | | 18 | | 4,884,454 | 4,884,561 | △ 20,107 | 4,864,454 | 4,864,436 | | | | |
| | | | | | | 526,298 | 439,318 | 86,980 | 526,298 | 526,298 | | | | |
| | | 1 購買費 | | | | 526,298 | 439,318 | 86,980 | 526,298 | 526,298 | 11 需用費 | 526,298 | | |
| 2 自動車管理事業費 | | | | | 232,663 | 232,663 | △ 2,152 | 230,511 | 230,511 | | | | | |
| | | 1 自動車管理事業費 | | | | 232,663 | 232,663 | △ 2,152 | 230,511 | 230,511 | 11 費用費 12 役員費 14 使用料及び借借料 19 負担金、補助及び交付 22 補償、補修及び賠償金 | 102,539 881 125,986 105 1,000 | 交通安全協会負担金 65 交通安全協会連行管理者協議会負担金 40 | |
| 3 集中管理事業費 | | | | 18 | | 4,107,645 | 4,212,580 | △ 104,935 | 4,107,645 | 4,107,627 | | 230,511 | | |
| | | 1 集中管理事業費 | | | | 4,107,645 | 4,212,580 | △ 104,935 | 4,107,645 | 4,107,627 | 1 報酬 4 共済費 7 貸金 9 普通旅費 11 需用費 12 役員費 13 委託料 14 使用料及び借借料 | 2,589,642 427,970 28,800 28,183 277,327 364,238 4,121 415,364 | | |
| 諸支出金 | 繰出金 | | | | 0 | 200,000 | △ 200,000 | 0 | 0 | | | | | |
| | | 一般会計繰出金 | | | 0 | 200,000 | △ 200,000 | 0 | 0 | | | | | |
| 歳出合計 | | | | 18 | | 5,084,561 | 5,084,561 | △ 220,107 | 4,864,454 | 4,864,436 | | | | |

平成31年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

総務課（内線：8555）

1 目 集中管理事業費

（単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|---|---------------------------------------|---------|-------|---------|----|-----|---------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 事業収入 | |
| 庁用光熱水費 | 157,313 | 156,202 | 1,111 | | | | 157,313 | |
| トータルコスト | 157,313千円（前年度 156,202千円） [非常勤職員：0.4人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 光熱水費の支払い、各課への割当、入居団体への請求 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | — | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 県庁舎、各総合事務所等の電気、ガス、上下水道料金及び冷暖房用燃料費の支払いに要する経費 | | | | | | | | |
| 電話料金 | 48,653 | 42,655 | 5,998 | | | | 48,653 | |
| トータルコスト | 48,653千円（前年度 42,655千円） [非常勤職員0.3人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 電話料金の支払い、各課への割当、入居団体への請求 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | — | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 県庁舎、各総合事務所等の電話料金の支払いに要する経費 | | | | | | | | |

平成31年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

政策法務課 (内線: 7028)

1 目 集中管理事業費

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--|---------------------------|----------|----------|-------------------------|----------|------------|---------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 繰入金 | その他 | 事業収入 | |
| 印刷発送費 | 106,861 | 108,030 | △1,169 | | | <雑入> 18 | 106,843 | |
| トータルコスト | 110,036千円 (前年度 111,209千円) | | | [正職員: 0.4人 非常勤職員: 3.0人] | | | | |
| 主な業務内容 | 文書の印刷及び発送 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標 | - | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 1 事業の概要 | | | | | | | | |
| 本庁で扱う文書の印刷及び発送の集中管理事業に要する経費 | | | | | | | | |
| 2 主な事業内容 | | | | | | | | |
| (1) 文書の印刷 (36,041千円 前年度36,318千円) | | | | | | | | |
| 一般職員でも操作可能な印刷機を使用して、印刷業務の効率化、経費の節減を図る。 | | | | | | | | |
| ・プリント料金 30,130千円 (前年度30,448千円) | | | | | | | | |
| ・印刷用紙代 5,234千円 (前年度 5,199千円) | | | | | | | | |
| ・印刷事務用品等 677千円 (前年度 671千円) | | | | | | | | |
| <参考: プリント料金の決算の状況> | | | | | | | | |
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | |
| 決算額 | 22,509千円 | 25,773千円 | 21,023千円 | 21,269千円 | 26,849千円 | | | |
| (2) 文書の発送 (70,820千円 前年度71,712千円) | | | | | | | | |
| 各所属が発送する文書を政策法務課で集合発送することにより、経費の節減を図る。 | | | | | | | | |
| ・郵便料金 58,401千円 (前年度 58,401千円) | | | | | | | | |
| ・発送事務用品等 585千円 (前年度 585千円) | | | | | | | | |
| ・非常勤職員人件費 7,713千円 (前年度 7,644千円) | | | | | | | | |
| ・収発業務委託料 4,121千円 (前年度 5,082千円) | | | | | | | | |
| <参考: 郵便料金の決算の状況> | | | | | | | | |
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | |
| 決算額 | 50,157千円 | 56,419千円 | 54,415千円 | 57,776千円 | 55,252千円 | | | |

平成31年度鳥取県用品調達集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

情報政策課 (内線: 7614)

1 目 集中管理事業費

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--|---------------------------------------|---------|---------|---------|----|-----|---------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 事業収入 | |
| 庁内LANパソコン 集中管理事業 | 193,172 | 173,188 | 19,984 | | | | 193,172 | |
| トータルコスト | 193,172千円 (前年度 173,188千円) [正職員: 0.0人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 庁内LANパソコンに係る契約・支払い | | | | | | | |
| 工程表の政策目標 (指標) | — | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| <p>県の行政組織を結ぶ庁内LANに接続するパソコンについて、調達コストの削減及び事務の効率化を図るため、一括して調達を行う。</p> <p>庁内LANパソコン利用料 (ソフトウェアのライセンスを含む。) 193,172千円</p> | | | | | | | | |
| クラウドサーバ 管理事業 | 91,094 | 110,257 | △19,163 | | | | 91,094 | |
| トータルコスト | 91,094千円 (前年度 110,257千円) [正職員: 0.0人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | クラウドサーバ利用料支払い | | | | | | | |
| 工程表の政策目標 (指標) | — | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| <p>各所属で整備していたサーバを集約化し、情報政策課で一括管理するための鳥取県クラウドサーバの利用料。</p> <p>鳥取県クラウドサーバ利用料 91,094千円</p> | | | | | | | | |

平成31年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

2 項 自動車管理事業費

庶務集中課 (内線: 7495)

1 目 自動車管理事業費

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|---------|---------------------|---------------------|--------------------|---------|----|-----|---------------------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 事業収入 | |
| 自動車管理事業 | 〔債務負担行為〕 510,351 | 〔債務負担行為〕 423,446 | 〔債務負担行為〕 86,905 | | | | 〔債務負担行為〕 510,351 | |
| | 230,511 | 232,663 | △2,152 | | | | 230,511 | |

トータルコスト 246,387千円 (前年度 248,553千円) [正職員: 2.0人、非常勤職員: 0.3人]

主な業務内容 公用車の管理運営業務、公用車のリース契約 (変更・管理) 等

工程表の政策目標 (指標) ー

事業内容の説明:

1 事業の目的・概要

本庁、各総合事務所および地方機関の公用車集中管理並びにリース契約に要する経費。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

| 内 容 | 予算額 |
|----------|---------|
| 燃料等・修繕費等 | 102,539 |
| リース料 | 125,986 |
| その他 | 1,986 |
| 合 計 | 230,511 |

<債務負担行為>

(単位: 千円)

| 区 分 | 内 容 | 限度額 | 説 明 |
|-----------------|--------------------------|---------|----------------------|
| 新規 | 平成31年度契約分 (H32~H37年度) | 420,504 | 平成31年度契約に係る債務負担行為 |
| 再リース | 平成19年度契約分 (H32~H33年度) | 2,182 | 平成30年度以前の契約に係る債務負担行為 |
| | 平成21年度契約分 (H32~H33年度) | 4,788 | |
| | 平成23年度契約分 (H32~H33年度) | 11,222 | |
| | 平成25年度契約分 (H32~H33年度) | 70,192 | |
| その他契約期間 中のもの | 平成26年度契約分 (H32年度) | 441 | 消費税増税対応 |
| | 平成27年度契約分 (H32~H33年度) | 312 | |
| | 平成28年度契約分 (H32~H34年度) | 354 | |
| | 平成29年度契約分 (H32~H35年度) | 356 | |
| | 合 計 | 510,351 | |

平成31年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1款 事業費

3項 集中管理事業費

庶務集中課 (内線: 7495)

1目 集中管理事業費

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|------------------------------|---|-----------|--------------|-------|----|-----|-----------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 事業収入 | |
| 集中管理経費支払事業 | 3,510,552 | 3,622,248 | △111,696 | | | | 3,510,552 | |
| トータルコスト | 3,526,428千円 (前年度 3,638,138千円) [正職員: 2.0人、非常勤職員: 2.7人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 非常勤職員報酬等の各所属共通経費の支払 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標 (指標) | 効率的な庶務事務の実施 | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 1 事業の目的・概要 | | | | | | | | |
| 各所属に共通する経費について、集中的に支払いを行うもの。 | | | | | | | | |
| 2 主な事業内容 | | | | | | | | |
| (単位: 千円) | | | | | | | | |
| 内 容 | | 予算額 | 説 明 | | | | | |
| 報酬 | | 2,583,000 | 非常勤職員報酬 | | | | | |
| 賃金 | | 28,800 | 臨時的任用職員賃金 | | | | | |
| 共済費 | | 426,899 | 非常勤・臨職に係る共済費 | | | | | |
| 新聞代、追録・定期刊行物代 | | 113,701 | | | | | | |
| コピー代 | | 100,968 | | | | | | |
| 航空券利用料 | | 257,184 | | | | | | |
| 合 計 | | 3,510,552 | | | | | | |

2款 諸支出金

1項 一般会計繰出金

庶務集中課 (内線: 7495)

1目 一般会計繰出金

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|---------------------------------|---------|----------|-------|----|------------------|------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 事業収入 | |
| [廃止] 「一般会計繰出金」自動車管理事業費 | 0 | 200,000 | △200,000 | | | <繰越金> 200,000 | | |
| トータルコスト | 0千円 (前年度 200,000千円) [正職員: 0.0人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | - | | | | | | | |
| 工程表の政策目標 (指標) | - | | | | | | | |
| 事業内容の説明 | | | | | | | | |
| 平成30年度は、平成29年度までに生じた公用車の使用料収入と必要経費 (修繕費、燃料費、リース料等) の収支差額に伴う繰越金を一般会計に繰り出すこととしたものである。 | | | | | | | | |

平成31年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1款 事業費

1項 用品調達事業費

物品契約課 (内線: 7433)

1目 購買費

(単位: 千円)

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|---------------|--|---------|--------|---------|----|-----|---------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 事業収入 | |
| 購買費 | 526,298 | 439,318 | 86,980 | | | | 526,298 | |
| トータルコスト | 532,648千円 (前年度445,674千円) [正職員: 0.8人、非常勤職員: 1.0人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 用品の集中調達に係る事務 (入札、契約、発注、支払等) | | | | | | | |
| 工程表の政策目標 (指標) | 透明性、公平性の高い効率的な調達の推進 | | | | | | | |

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

各所属で使用する用品の集中調達に要する経費である。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

| 内 容 | 予算額 |
|-----------------------|---------|
| 一般用品 (コピー用紙、各種ファイル類等) | 105,742 |
| 石油製品 (ガソリン、重油、軽油、灯油等) | 410,467 |
| 印刷製本費 (封筒等) | 10,089 |
| 合 計 | 526,298 |

平成31年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書

| 節 | 款項目 | 用品調達等 集中管理事業 特別会計 | 1款 事業費 | | | |
|------|-------------|-------------------------|------------|-----------|-------------|----------------|
| | | | 1項 用品調達事業費 | | 2項 自動車管理事業費 | |
| | | | | 1目 購買費 | | 1目 自動車管理事業費 |
| 1 | 報酬 | 2,589,642 | 2,589,642 | | | |
| 2 | 給料 | | | | | |
| 3 | 職員手当等 | | | | | |
| 4 | 共済費 | 427,970 | 427,970 | | | |
| 5 | 災害補償費 | | | | | |
| 6 | 恩給及び退職年金 | | | | | |
| 7 | 賃金 | 28,800 | 28,800 | | | |
| 8 | 報償費 | | | | | |
| 9 | 旅費 | 183 | 183 | | | |
| | 費用弁償 | | | | | |
| | 普通旅費 | 183 | 183 | | | |
| | 特別旅費 | | | | | |
| 10 | 交際費 | | | | | |
| 11 | 需用費 | 906,164 | 906,164 | 526,298 | 526,298 | 102,539 |
| 12 | 役務費 | 365,119 | 365,119 | | | 881 |
| 13 | 委託料 | 4,121 | 4,121 | | | |
| 14 | 使用料及び賃借料 | 541,350 | 541,350 | | | 125,986 |
| 15 | 工事請負費 | | | | | |
| 16 | 原材料費 | | | | | |
| 17 | 公有財産購入費 | | | | | |
| 18 | 備品購入費 | | | | | |
| 19 | 負担金、補助及び交付金 | 105 | 105 | | | 105 |
| 20 | 扶助費 | | | | | |
| 21 | 貸付金 | | | | | |
| 22 | 補償、補填及び賠償金 | 1,000 | 1,000 | | | 1,000 |
| 23 | 償還金、利子及び割引料 | | | | | |
| 24 | 投資及び出資金 | | | | | |
| 25 | 積立金 | | | | | |
| 26 | 寄附金 | | | | | |
| 27 | 公課費 | | | | | |
| 28 | 繰出金 | | | | | |
| | 予備費 | | | | | |
| | 計 | 4,864,454 | 4,864,454 | 526,298 | 526,298 | 230,511 |
| 財源内訳 | 国庫支出金 | | | | | |
| | 繰入金 | | | | | |
| | その他 | 18 | 18 | | | |
| 収入 | 事業収入 | 4,864,436 | 4,864,436 | 526,298 | 526,298 | 230,511 |

平成31年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

| 節 | 款項目 | 1款 事業費 | | 総務部合計 |
|------|-------------|------------|-----------|-----------|
| | | 3項 集中管理事業費 | | |
| | | 1目 集中管理事業費 | | |
| 1 | 報酬 | 2,589,642 | 2,589,642 | 2,589,642 |
| 2 | 給料 | | | |
| 3 | 職員手当等 | | | |
| 4 | 共済費 | 427,970 | 427,970 | 427,970 |
| 5 | 災害補償費 | | | |
| 6 | 恩給及び退職年金 | | | |
| 7 | 賃金 | 28,800 | 28,800 | 28,800 |
| 8 | 報償費 | | | |
| 9 | 旅費 | 183 | 183 | 183 |
| | 費用弁償 | | | |
| | 普通旅費 | 183 | 183 | 183 |
| | 特別旅費 | | | |
| 10 | 交際費 | | | |
| 11 | 需用費 | 277,327 | 277,327 | 906,164 |
| 12 | 役務費 | 364,238 | 364,238 | 365,119 |
| 13 | 委託料 | 4,121 | 4,121 | 4,121 |
| 14 | 使用料及び賃借料 | 415,364 | 415,364 | 541,350 |
| 15 | 工事請負費 | | | |
| 16 | 原材料費 | | | |
| 17 | 公有財産購入費 | | | |
| 18 | 備品購入費 | | | |
| 19 | 負担金、補助及び交付金 | | | 105 |
| 20 | 扶助費 | | | |
| 21 | 貸付金 | | | |
| 22 | 補償、補填及び賠償金 | | | 1,000 |
| 23 | 償還金、利子及び割引料 | | | |
| 24 | 投資及び出資金 | | | |
| 25 | 積立金 | | | |
| 26 | 寄附金 | | | |
| 27 | 公課費 | | | |
| 28 | 繰出金 | | | |
| | 予備費 | | | |
| | 計 | 4,107,645 | 4,107,645 | 4,864,454 |
| 財源内訳 | 国庫支出金 | | | |
| | 繰入金 | | | |
| | その他 | 18 | 18 | 18 |
| 訳 | 事業収入 | 4,107,627 | 4,107,627 | 4,864,436 |

節 の 明 細

| 項 目 | | 金額(千円)等 |
|-------------|-----------------|---------|
| 1款 事業費 | | |
| 2項 自動車管理事業費 | | |
| 1目 自動車管理事業費 | | |
| 負担金、補助及び交付金 | 交通安全協会負担金 | 65 |
| | 交通安全運行管理者協議会負担金 | 40 |
| 3項 集中管理事業費 | | |
| 1目 集中管理事業費 | | |
| 報 酬 | 非常勤職員 | 3人 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分以外)

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | | | |
|----------------------------------|-------------|----------------|-----|----------------------|-------------|-------|-------------|-----|------|-------------|--|--|---------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 国庫支出金 | 繰入金 | その他 | 事業収入 | | | | |
| 平成31年度 公用車リース料 (平成19年度契約分) | 千円 2,182 | | 千円 | 平成32年度から 平成33年度まで | 千円 2,182 | | | | | 千円 2,182 | | | |
| 平成31年度 公用車リース料 (平成21年度契約分) | 4,788 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 4,788 | | | | | 4,788 | | | |
| 平成31年度 公用車リース料 (平成23年度契約分) | 11,222 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 11,222 | | | | | | | | 11,222 |
| 平成31年度 公用車リース料 (平成25年度契約分) | 70,192 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 70,192 | | | | | | | | 70,192 |
| 平成31年度 公用車リース料 (平成31年度契約分) | 420,504 | | | 平成32年度から 平成37年度まで | 420,504 | | | | | | | | 420,504 |

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | | | |
|----------------------------------|----------|----------------|-----|----------------------|-----|-------|-------------|-----|------|----------|--|--|-----|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 国庫支出金 | 繰入金 | その他 | 事業収入 | | | | |
| 平成31年度 文書取扱業務委託 | 千円 76 | | 千円 | 平成32年度 | 76 | | | | | 千円 76 | | | |
| 平成31年度 公用車リース料 (平成26年度契約分) | 441 | | | 平成32年度 | 441 | | | | | | | | 441 |
| 平成31年度 公用車リース料 (平成27年度契約分) | 312 | | | 平成32年度から 平成33年度まで | 312 | | | | | | | | 312 |
| 平成31年度 公用車リース料 (平成28年度契約分) | 354 | | | 平成32年度から 平成34年度まで | 354 | | | | | | | | 354 |
| 平成31年度 公用車リース料 (平成29年度契約分) | 356 | | | 平成32年度から 平成35年度まで | 356 | | | | | | | | 356 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

| 事項 | 限度額 千円 | 前年度未までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左の財源内訳 | | | |
|------------------------------------|-----------|----------------------|----------|----------------------|----------|-------------|-----------|-----------|------------|
| | | 期間 | 金額 千円 | 期間 | 金額 千円 | 国庫支出金 千円 | 繰入金 千円 | その他 千円 | 事業収入 千円 |
| 平成26年度 公用車リース料 (平成26年度契約分) | 301,974 | 平成27年度から 平成30年度まで | 95,031 | 平成31年度から 平成32年度まで | 47,571 | | | | 47,571 |
| 平成27年度 公用車リース料 (平成27年度契約分) | 230,838 | 平成28年度から 平成30年度まで | 25,111 | 平成31年度から 平成33年度まで | 25,111 | | | | 25,111 |
| 平成28年度 公用車リース料 (平成28年度契約分) | 246,270 | 平成29年度から 平成30年度まで | 12,538 | 平成31年度から 平成34年度まで | 25,361 | | | | 25,361 |
| 平成29年度 文書収業業務委託 | 15,246 | 平成30年度 | 4,083 | 平成31年度から 平成32年度まで | 8,165 | | | | 8,165 |
| 平成29年度 Notesクライアントライセンス使用料 | 126,653 | 平成30年度 | 10,271 | 平成31年度から 平成34年度まで | 20,541 | | | | 20,541 |
| 平成29年度 公用車リース料 (平成29年度契約分) | 168,414 | 平成30年度 | 4,776 | 平成31年度から 平成35年度まで | 23,879 | | | | 23,879 |
| 平成30年度 Microsoft Officeライセンス使用料 | 213,441 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 128,118 | | | | 128,118 |
| 平成30年度 公用車リース料 (平成19年度契約分) | 2,438 | | | 平成31年度から 平成33年度まで | 1,443 | | | | 1,443 |
| 平成30年度 公用車リース料 (平成20年度契約分) | 9,568 | | | 平成31年度から 平成32年度まで | 4,698 | | | | 4,698 |
| 平成30年度 公用車リース料 (平成22年度契約分) | 13,758 | | | 平成31年度から 平成32年度まで | 7,065 | | | | 7,065 |
| 平成30年度 公用車リース料 (平成24年度契約分) | 39,506 | | | 平成31年度から 平成32年度まで | 27,608 | | | | 27,608 |
| 平成30年度 公用車リース料 (平成30年度契約分) | 358,176 | | | 平成31年度から 平成36年度まで | 73,336 | | | | 73,336 |

平成31年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

| 課名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|-----|------------|------------|-----------|-------|------------|-----|---|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 繰入金 | |
| 財政課 | 83,624,065 | 74,155,923 | 9,468,142 | | 26,743,930 | | 〈基金繰入金〉 202,670 〈一般会計繰入金〉 56,677,465 | |
| 合計 | 83,624,065 | 74,155,923 | 9,468,142 | | 26,743,930 | | 56,880,135 | |

平成31年度鳥取県公債管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

| 款 | 項 | 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|------------|------|
| | | | | | | 区 | 分 | |
| 1 繰入金 | | | 千円 | 千円 | 千円 | | 千円 | |
| | | | 56,880,135 | 62,785,043 | △ 5,904,908 | | | |
| | 1 一般会計繰入金 | | 56,877,465 | 62,394,703 | △ 5,717,238 | | | |
| | | 1 一般会計繰入金 | 56,877,465 | 62,394,703 | △ 5,717,238 | 1 一般会計繰入金 | 56,877,465 | |
| | 2 減債基金繰入金 | | 202,670 | 390,340 | △ 187,670 | | | |
| | | 1 減債基金繰入金 | 202,670 | 390,340 | △ 187,670 | 1 減債基金繰入金 | 202,670 | |
| 2 県債 | 1 県債 | | 26,743,930 | 11,370,880 | 15,373,050 | | | |
| | | | 26,743,930 | 11,370,880 | 15,373,050 | | | |
| | | | 26,743,930 | 11,370,880 | 15,373,050 | 1 公債買借換債 | 26,743,930 | 元金充当 |
| | 歳入合計 | | 83,624,065 | 74,155,923 | 9,468,142 | | | |

歳出

| 款 | 項 | 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | | | 説明 |
|-------|-------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| | | | | | | 国庫支出金 | 繰入金 | 事業収入 | |
| 1 公債費 | 1 公債費 | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| | | | 83,624,065 | 74,155,923 | 9,468,142 | 26,743,930 | 56,880,135 | | |
| | | | 83,624,065 | 74,155,923 | 9,468,142 | 26,743,930 | 56,880,135 | | |
| | | 1 元金 | 78,708,196 | 68,633,129 | 10,075,067 | 51,964,266 | | 23償還金利子及び割引料 25積立金 | 77,991,899 716,297 |
| | | 2 利子 | 4,868,693 | 5,474,271 | △ 605,578 | 4,868,693 | | 23償還金利子及び割引料 | 4,868,693 |
| | | 3 公債諸費 | 47,176 | 48,523 | △ 1,347 | 47,176 | | 11需用費 12役員費 13委託料 14使用料及び賃借料 | 111 45,288 156 1,621 |
| | 歳出合計 | | 83,624,065 | 74,155,923 | 9,468,142 | 56,880,135 | 26,743,930 | | |

平成31年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1款 公債費

1項 公債費

1目 元金

財政課（内線：7048）

（単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--------------|---|------------|------------|---------|------------|-----|---|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 繰入金 | |
| 元 金 | 78,708,196 | 68,633,129 | 10,075,067 | | 26,743,930 | | <基金繰入金> 202,670 <一般会計繰入金> 51,761,596 | |
| トータルコスト | 78,711,371千円（前年度 68,636,308千円）[正職員：0.4人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 一般会計で借り入れた地方債の元金の償還に係る事務処理、満期一括償還方式で借り入れた地方債の単年度償還相当額の積立に係る事務処理 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | — | | | | | | | |

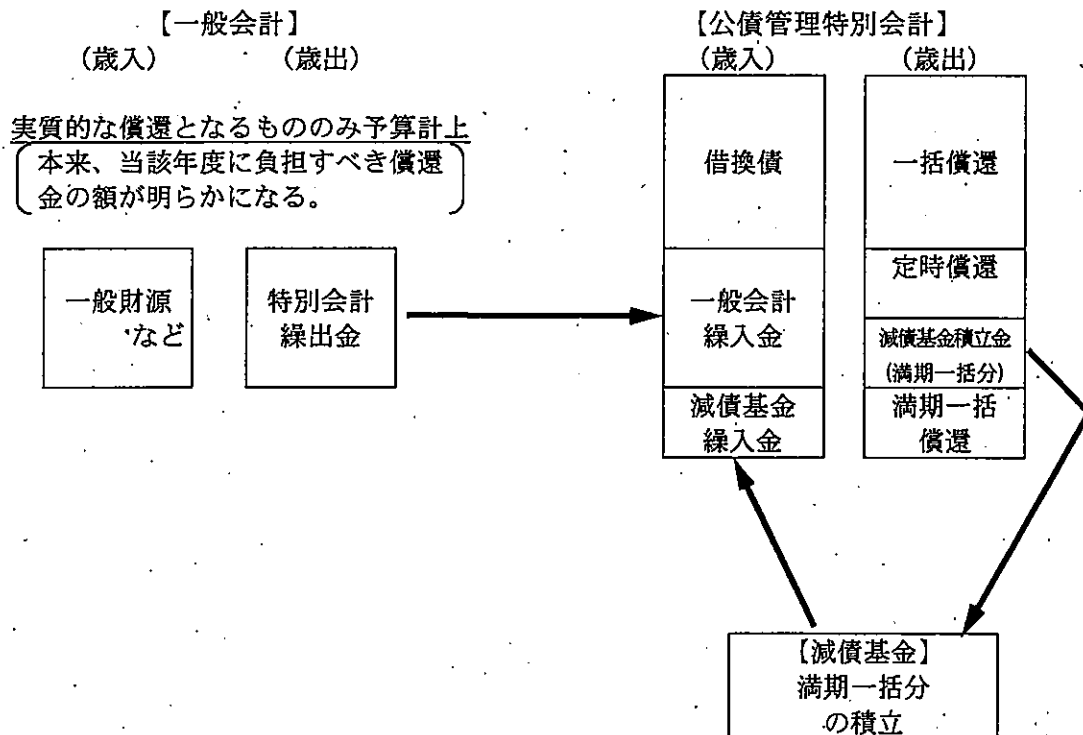
事業内容の説明

過去に借り入れた一般会計に係る地方債のうち、平成31年度に返済する元金の支払い及び満期一括償還方式で借り入れた起債元金の単年度償還相当額を減債基金に積み立てるために要する経費
 ・公債元金 78,708,196千円

※公債元金には借換債による借換分を含む。

（借換債は、もともと10年目に借り換えることを前提に借入れした20年償還の地方債について、一旦残額の全額を償還した後に、改めて実勢レートで借り直すもの。）

<公債管理特別会計の仕組み>



平成31年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

2 目 利子

財政課（内線：7048）

（単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--|---------------------------------------|-----------|----------|---------|----|-----|------------------------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 繰入金 | |
| 利子 | 4,868,693 | 5,474,271 | △605,578 | | | | 〈一般会計繰入金〉 4,868,693 | |
| トータルコスト | 4,871,868千円（前年度5,477,449千円）[正職員：0.4人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 一般会計で借り入れた地方債の利子の支払いに係る事務処理 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | — | | | | | | | |
| <p>事業内容の説明</p> <p>過去に借り入れた一般会計分の地方債のうち、平成31年度に返済する利子の支払いのための経費である。</p> | | | | | | | | |

財政課（内線：7048）

（単位：千円）

3 目 公債諸費

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|---|---------------------------------|--------|--------|---------|----|-----|---------------------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 繰入金 | |
| 公債諸費 | 47,176 | 48,523 | △1,347 | | | | 〈一般会計繰入金〉 47,176 | |
| トータルコスト | 48,764千円（前年度50,112千円）[正職員：0.2人] | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 県債の借入及び県債管理システムの保守に係る事務 | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | — | | | | | | | |
| <p>事業内容の説明</p> <p>県債の管理に要する経費である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県債発行に要する手数料等 46,499千円 ・ 県債管理システム保守委託 677千円 | | | | | | | | |

平成31年度 鳥取県公債管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

| 節 | 款項目 | 公債管理 特別会計 合計 | 1款 公債費 | | | | 総務部計 |
|----|-----------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | 1項 公債費 | | | 3目 公債諸費 | |
| | | | 1目 元 金 | 2目 利 子 | | | |
| 1 | 報 酬 | | | | | | |
| 2 | 給 料 | | | | | | |
| 3 | 職 員 手 当 等 | | | | | | |
| 4 | 共 済 費 | | | | | | |
| 5 | 災 害 補 償 費 | | | | | | |
| 6 | 恩 給 及 び 退 職 年 金 | | | | | | |
| 7 | 賞 金 | | | | | | |
| 8 | 報 償 費 | | | | | | |
| 9 | 旅 費 | | | | | | |
| | 費用弁償 | | | | | | |
| | 普通旅費 | | | | | | |
| | 特別旅費 | | | | | | |
| 10 | 交 際 費 | | | | | | |
| 11 | 需 用 費 | 111 | 111 | 111 | | 111 | 111 |
| 12 | 役 務 費 | 45,288 | 45,288 | 45,288 | | 45,288 | 45,288 |
| 13 | 委 託 料 | 156 | 156 | 156 | | 156 | 156 |
| 14 | 使用料及び賃借料 | 1,621 | 1,621 | 1,621 | | 1,621 | 1,621 |
| 15 | 工 事 請 負 費 | | | | | | |
| 16 | 原 材 料 費 | | | | | | |
| 17 | 公有財産購入費 | | | | | | |
| 18 | 備 品 購 入 費 | | | | | | |
| 19 | 負担金、補助及び 交付金 | | | | | | |
| 20 | 扶 助 費 | | | | | | |
| 21 | 貸 付 金 | | | | | | |
| 22 | 補償、補填及び 賠償金 | | | | | | |
| 23 | 償還金、利子及び 割引料 | 82,860,592 | 82,860,592 | 82,860,592 | 77,991,899 | 4,868,693 | 82,860,592 |
| 24 | 投 資 及 び 出 資 金 | | | | | | |
| 25 | 積 立 金 | 716,297 | 716,297 | 716,297 | 716,297 | | 716,297 |
| 26 | 寄 附 金 | | | | | | |
| 27 | 公 課 費 | | | | | | |
| 28 | 繰 出 金 | | | | | | |
| | 予 備 費 | | | | | | |
| | 計 | 83,624,065 | 83,624,065 | 83,624,065 | 78,708,196 | 47,176 | 83,624,065 |
| 財 | 国庫支出金 | | | | | | |
| 源 | 地 方 債 | 26,743,930 | 26,743,930 | 26,743,930 | 26,743,930 | | 26,743,930 |
| 内 | そ の 他 | | | | | | |
| 訳 | 繰 入 金 | 56,880,135 | 56,880,135 | 56,880,135 | 51,964,266 | 4,868,693 | 56,880,135 |

節 の 明 細

| 項 目 | | 金額(千円)等 |
|-----------------|---------|------------|
| 1款 公債費 | | |
| 1項 公債費 | | |
| 1目 元 金 | | |
| 償還金、利子 及び割引料 | 公債元金償還金 | 77,991,899 |
| 2目 利 子 | | |
| 償還金、利子 及び割引料 | 公債利子償還金 | 4,868,693 |

議案第4号

平成31年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

| 課名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|-------|------------|------------|-----------|-------|----|------------|-----|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 繰入金 | |
| 庶務集中課 | 25,012,640 | 24,009,675 | 1,002,965 | | | 25,012,640 | | |
| 合計 | 25,012,640 | 24,009,675 | 1,002,965 | | | 25,012,640 | | |

平成31年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

| 款 | 項 | 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------------------|-------------------|-----------|------------------|------------------|-----------------|-----------|------------|----|
| | | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 給与等 振替 収入 | 1 給与等 振替 収入 | | 千円 25,012,640 | 千円 24,009,675 | 千円 1,002,965 | | 千円 | |
| | | | 25,012,640 | 24,009,675 | 1,002,965 | | | |
| | | 1 給与等振替収入 | 25,012,640 | 24,009,675 | 1,002,965 | 1 給与等振替収入 | 25,012,640 | |
| 歳入合計 | | | 25,012,640 | 24,009,675 | 1,002,965 | | | |

歳出

| 款 | 項 | 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-------|-------|-------|------------------|------------------|-----------------|---------------|-----------------------|---|----|
| | | | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 給与費 | 1 給与費 | | 千円 25,012,640 | 千円 24,009,675 | 千円 1,002,965 | 千円 給与等振替収入 | | 千円 | |
| | | | 25,012,640 | 24,009,675 | 1,002,965 | | | | |
| | | 1 給与費 | 25,012,640 | 24,009,675 | 1,002,965 | 25,012,640 | 報酬 給料 手当 共済費 | 369,900 11,452,116 9,246,492 3,944,132 | |
| 歳出合計 | | | 25,012,640 | 24,009,675 | 1,002,965 | 25,012,640 | | | |

平成31年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料

1款 給与費

1項 給与費

庶務集中課（内線：7495）

1目 給与費

（単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--------------|---|------------|-----------|-------|----|-------------------------|-----|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 繰入金 | |
| 給与費 | 25,012,640 | 24,009,675 | 1,002,965 | | | 〈給与等振替収入〉 25,012,640 | | |
| トータルコスト | 25,012,640千円（前年度24,009,675千円）【正職員：0.0人】 | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）に係る給与費の支払い | | | | | | | |
| 工程表の政策目標（指標） | — | | | | | | | |

事業内容の説明

特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）の給与費について、特別会計による一括支払いを行うことにより、各部予算担当者の予算執行管理事務の効率化を図る。

【内訳】

（単位：千円）

| 区分 | 予算額 |
|-----|------------|
| 報酬 | 369,900 |
| 給料 | 11,452,116 |
| 手当 | 9,246,492 |
| 共済費 | 3,944,132 |
| 合計 | 25,012,640 |

平成31年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位:千円)

| 節 | 款項目 | 給与集中管理 特別会計合計 | 1款 給与費 | | 総務部 合計 |
|----|----------------------------|------------------|------------|------------|------------|
| | | | 1項 給与費 | 1目 給与費 | |
| 1 | 報酬 | 369,900 | 369,900 | 369,900 | 369,900 |
| 2 | 給料 | 11,452,116 | 11,452,116 | 11,452,116 | 11,452,116 |
| 3 | 職員手当等 | 9,246,492 | 9,246,492 | 9,246,492 | 9,246,492 |
| 4 | 共済費 | 3,944,132 | 3,944,132 | 3,944,132 | 3,944,132 |
| 5 | 災害補償費 | | | | |
| 6 | 恩給及び退職年金 | | | | |
| 7 | 賃金 | | | | |
| 8 | 報償費 | | | | |
| 9 | 旅費 費用弁償 普通旅費 特別旅費 | | | | |
| 10 | 交際費 | | | | |
| 11 | 需用費 | | | | |
| 12 | 役務費 | | | | |
| 13 | 委託料 | | | | |
| 14 | 使用料及び賃借料 | | | | |
| 15 | 工事請負費 | | | | |
| 16 | 原材料費 | | | | |
| 17 | 公有財産購入費 | | | | |
| 18 | 備品購入費 | | | | |
| 19 | 負担金、補助及び 交付金 | | | | |
| 20 | 扶助費 | | | | |
| 21 | 貸付金 | | | | |
| 22 | 補償、補填及び賠 償金 | | | | |
| 23 | 償還金、利子及び 割引料 | | | | |
| 24 | 投資及び出資金 | | | | |
| 25 | 積立金 | | | | |
| 26 | 寄附金 | | | | |
| 27 | 公課費 | | | | |
| 28 | 繰出金 | | | | |
| | 予備費 | | | | |
| | 計 | 25,012,640 | 25,012,640 | 25,012,640 | 25,012,640 |
| 財源 | 国庫支出金 | | | | |
| | 起債 | | | | |
| 内 | その他 | 25,012,640 | 25,012,640 | 25,012,640 | 25,012,640 |
| 訳 | 繰入金 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|------|-----------------------------|----|---|-----|---|----|----|------|--|------|--|
| 条 例 名 等 | 鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例 | | | | | | | | | | | | |
| 提 出 理 由 及 び 概 要 | <p>1 提出理由 固定資産の評価に係る土地の提示平均価額の算定を3年に1度の固定資産評価基準の見直し時期以外の年度においては行わないこととされたことに伴い、鳥取県固定資産評価審議会の委員の任期を見直す。</p> <p>2 概要 鳥取県固定資産評価審議会の委員の任期を3年（現行 2年）に延長する。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。</p> <p>○提示平均価額 固定資産（土地）の評価見込額を各筆に付設し、合計した額（総評価見込額）を総地積で除した単価。 市町村は総評価見込額及び総地積を県に報告し、固定資産評価審議会において市町村間で評価の適正均衡が確保されているか等を審議した上、県は市町村別、地目別に提示平均価額を算定し、通知を行う。市町村は、この価額をもとに各筆の評価額を確定し、固定資産税を課税する。</p> <p><参考>固定資産評価審議会の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>設置根拠</td> <td>地方税法第401条の2及び鳥取県固定資産評価審議会条例</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td>県内の固定資産の評価の適正均衡を確保するために知事の処理する固定資産の評価に関する事項について、学識経験者等の意見を聞くため、知事の附属機関として設置されるもの。</td> </tr> <tr> <td>委員数</td> <td>9名以内 現委員は税務署職員1名、市町村職員2名、学識経験者4名の計7名。 公募委員は応募なし。 ※学識経験者：不動産取引業、不動産鑑定士、税理士、行政書士</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>審議事項</td> <td>① 基準地価格：各地目において高単価の標準地の価格 ② 提示平均価額：総評価見込額÷総地積 ③ 固定資産の価格等の修正に関する勧告： 固定資産評価基準によらない市町村の価格の決定に対する勧告</td> </tr> <tr> <td>開催状況</td> <td>上記① 評価替前年度（11月頃）に開催（3年に1回） 上記② 毎年（2月頃）開催 ⇒ 評価替前年度（2月頃）に開催（3年に1回）に変更 上記③ 必要に応じて随時開催（今まで開催実績なし）</td> </tr> </table> | 設置根拠 | 地方税法第401条の2及び鳥取県固定資産評価審議会条例 | 目的 | 県内の固定資産の評価の適正均衡を確保するために知事の処理する固定資産の評価に関する事項について、学識経験者等の意見を聞くため、知事の附属機関として設置されるもの。 | 委員数 | 9名以内 現委員は税務署職員1名、市町村職員2名、学識経験者4名の計7名。 公募委員は応募なし。 ※学識経験者：不動産取引業、不動産鑑定士、税理士、行政書士 | 任期 | 2年 | 審議事項 | ① 基準地価格：各地目において高単価の標準地の価格 ② 提示平均価額：総評価見込額÷総地積 ③ 固定資産の価格等の修正に関する勧告： 固定資産評価基準によらない市町村の価格の決定に対する勧告 | 開催状況 | 上記① 評価替前年度（11月頃）に開催（3年に1回） 上記② 毎年（2月頃）開催 ⇒ 評価替前年度（2月頃）に開催（3年に1回）に変更 上記③ 必要に応じて随時開催（今まで開催実績なし） |
| 設置根拠 | 地方税法第401条の2及び鳥取県固定資産評価審議会条例 | | | | | | | | | | | | |
| 目的 | 県内の固定資産の評価の適正均衡を確保するために知事の処理する固定資産の評価に関する事項について、学識経験者等の意見を聞くため、知事の附属機関として設置されるもの。 | | | | | | | | | | | | |
| 委員数 | 9名以内 現委員は税務署職員1名、市町村職員2名、学識経験者4名の計7名。 公募委員は応募なし。 ※学識経験者：不動産取引業、不動産鑑定士、税理士、行政書士 | | | | | | | | | | | | |
| 任期 | 2年 | | | | | | | | | | | | |
| 審議事項 | ① 基準地価格：各地目において高単価の標準地の価格 ② 提示平均価額：総評価見込額÷総地積 ③ 固定資産の価格等の修正に関する勧告： 固定資産評価基準によらない市町村の価格の決定に対する勧告 | | | | | | | | | | | | |
| 開催状況 | 上記① 評価替前年度（11月頃）に開催（3年に1回） 上記② 毎年（2月頃）開催 ⇒ 評価替前年度（2月頃）に開催（3年に1回）に変更 上記③ 必要に応じて随時開催（今まで開催実績なし） | | | | | | | | | | | | |

鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県固定資産評価審議会条例（昭和37年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (任期) 第3条 委員の任期は、 <u>3年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略 | (任期) 第3条 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

| | |
|--------------------------------------|---|
| 条 例 名 等 | 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 |
| 提 出 理 由 及 び 概 要 | <p>1 提出理由</p> <p>申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便性の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務及び本人確認情報の利用をすることができる事務を拡大するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正</p> <p>ア 個人番号を利用することができる事務に、次の事務を追加する。</p> <p>(ア) 私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務</p> <p>(イ) 私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務</p> <p>イ 教育委員会は、知事からア(ア)の事務を処理するために必要な高等学校等就学支援金の支給に関する特定個人情報等の提供を求められたときは、これを提供することができることとする。</p> <p>ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正</p> <p>ア 本人確認情報の利用をすることができる事務に、(1)アの事務を追加する。</p> <p>イ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布日とする。</p> |

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------|---------------------|---|----------------------|-------------|---------------------|--|----------------------|
| 別表第1(第3条関係) | | | | 別表第1(第3条関係) | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 4 | 知事 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの | | 4 | 知事 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの | |
| 5 | 知事 | 私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)への就学に要する費用の援助に関する事務(法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。)であって、規則で定めるもの | | | | | |
| 6 | 知事 | 私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であって、規則で定めるもの | | | | | |
| 7 | 略 | | | 5 | 略 | | |
| 8 | 略 | | | 6 | 略 | | |
| 9 | 略 | | | 7 | 略 | | |
| 別表第2(第3条関係) | | | | 別表第2(第3条関係) | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 教育委員会 | 別表第1の7の項又は8の項に掲げる事務 | 法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報 | | 教育委員会 | 別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務 | 法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報 | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 別表第3(第4条関係) | | | | 別表第3(第4条関係) | | | |
| 知事 | 教育委員会 | 別表第1の7の項又は8の項に掲げる事務 | 法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報 | 知事 | 教育委員会 | 別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務 | 法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報 |
| 知事 | 教育委員会 | 別表第1の9の項に掲げる事務 | 法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報 | 知事 | 教育委員会 | 別表第1の7の項に掲げる事務 | 法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報 |
| 略 | | | | 略 | | | |

| | | | | | | | |
|---------------|----|---|------------------------------|---------------|----|---|-----------------------------|
| 教育 委員 会 | 知事 | 別表第1の1の項 又は法別表第2の 26の項第2欄に掲 げる事務 | 法別表第2の26の 項第4欄に掲げる 情報 | 教育 委員 会 | 知事 | 別表第1の1の項 又は法別表第2の 26の項第2欄に掲 げる事務 | 法別表第2の26の 項第4欄に掲げる 情報 |
| 教育 委員 会 | 知事 | 別表第1の5の項 に掲げる事務 | 法別表第2の113の 項第4欄に掲げる 情報 | | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から<u>6の項</u>までに掲げる事務</p> <p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の<u>7の項</u>から<u>9の項</u>までに掲げる事務</p> | <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から<u>4の項</u>までに掲げる事務</p> <p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の<u>5の項</u>から<u>7の項</u>までに掲げる事務</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

県の事務分掌について、文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事部局に移管するほか、内部組織の見直し及び県行政に関する調査審議を行う附属機関の運営方法の見直しに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

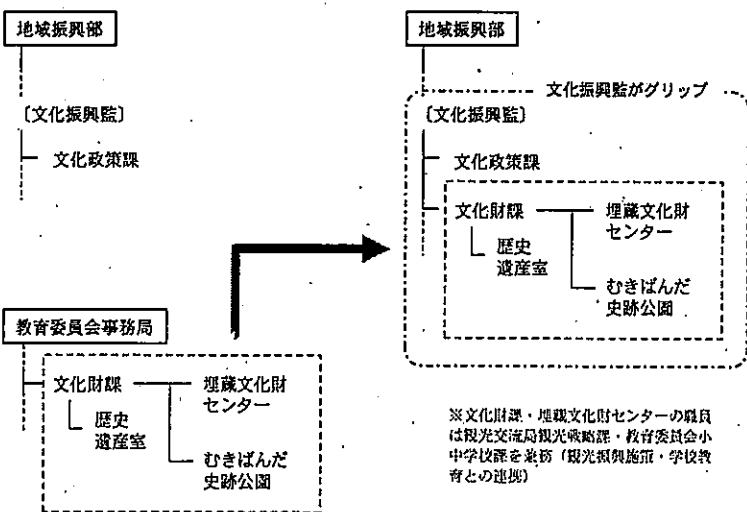
2 概要

- (1) 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正
 - ア 文化財の保護に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。
 - イ 教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理することとしたものから文化財の保護に関する事務を削る。
- (2) 鳥取県行政組織条例の一部改正
 - ア 中部地震復興本部事務局を廃止する。
 - イ 文化財の保護に関する事項を、地域振興部の所掌事務に加える。
- (3) 鳥取県文化財保護条例、鳥取県文化財保護審議会条例及び鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - (1)アに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (4) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - (1)に伴い、引き続いて市町村が処理することとする文化財の保護に関する事務を加える。
- (5) 鳥取県附属機関条例の一部改正
 - ア 教育委員会の附属機関のうち鳥取県文化財保護審議会、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会及び鳥取県銃砲刀剣類登録審査会を知事の附属機関とする。
 - イ 知事の附属機関のうち鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会を、教育委員会の附属機関のうちとっとり県民カレッジ運営委員会を廃止する。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成31年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

3 参 考

文化財の保護・活用を強力に推進するための体制の整備
 ○文化財を地域の文化・観光の振興の核として未来へ継承するため、総合的な視野に立った地域における文化財の保護・活用を強力に推進する体制を整備

⇒ 教育委員会から知事部局(地域振興部)に文化財課、埋蔵文化財センター及びむきばんだ史跡公園を移管して、文化財の保護・活用の推進強化を図るとともに、文化振興施策を総括する文化振興監の所掌範囲に文化財行政を加え、文化振興を一元的に展開



※文化財課・埋蔵文化財センターの職員は観光交流局観光戦略課、教育委員会小中学校課を業務(観光振興施策・学校教育との連携)

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(権限の特例)</p> <p>第2条 法第23条第1項第1号及び第3号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する次に掲げる事務は、市町村が処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> | <p>(権限の特例)</p> <p>第2条 法第23条第1項第1号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する次に掲げる事務は、市町村が処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により文化財に関し教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の受理及び教育委員会への送付</u></p> <p><u>(4) 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)又は同条例の施行のための教育委員会規則の規定により教育委員会に提出すべき届書その他の書類の受理及び教育委員会への送付</u></p> |

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第2条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p>元気づくり総本部 危機管理局 総務部 地域振興部 観光交流局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部</p> | <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>中部地震復興本部事務局</u> 元気づくり総本部 危機管理局 総務部 地域振興部 観光交流局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部</p> |

| | |
|---|---|
| <p>県土整備部</p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(危機管理局の所掌事務)</p> <p>第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項</p> <p>(5) 略</p> <p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p>第7条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 文化財の保護に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項</p> <p>(15) 略</p> | <p>県土整備部</p> <p>(中部地震復興本部事務局の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>中部地震復興本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(2) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項 (生活環境部と共管)</u></p> <p><u>(3) 地域の危機対応力の向上に関する事項 (危機管理局と共管)</u></p> <p>(危機管理局の所掌事務)</p> <p>第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項 <u>(中部地震復興本部事務局と共管)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p>第7条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項 <u>(中部地震復興本部事務局と共管)</u></p> <p>(15) 略</p> |
|---|---|

(鳥取県文化財保護条例の一部改正)

第3条 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(財産権の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>知事</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> | <p>(財産権の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> |

(指定)

第4条 知事は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、知事は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3・4 略

5 第1項の規定による指定をしたときは、知事は、当該県指定保護文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 県指定保護文化財が県指定保護文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、知事は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第3項の規定による県指定保護文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は指定書を20日以内に知事に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第6条 知事は、県指定保護文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 県指定保護文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び知事の指示に従い、県指定保護文化財を管理しなければならない。

2 県指定保護文化財の所有者は、当該県指定保護文化財の適切な管理のため必要があるときは、専ら自己に代わり当該県指定保護文化財の管理の責任を負

(指定)

第4条 教育委員会は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3・4 略

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 県指定保護文化財が県指定保護文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定保護文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は指定書を20日以内に教育委員会に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第6条 教育委員会は、県指定保護文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 県指定保護文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定保護文化財を管理しなければならない。

2 県指定保護文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に代り当該県指定保護文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」とい

うべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 略

(所有者又は管理責任者の変更)

第8条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定保護文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、20日以内に知事に届け出なければならない。この場合には、前条第3項の規定は、適用しない。

3 県指定保護文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(滅失又は毀損等)

第9条 県指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、その事実を知った日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 県指定保護文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、変更しようとする日の20日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則の定める場合には届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第11条 略

2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する県指定保護文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

う。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 略

(所有者の変更等)

第8条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて20日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定保護文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定保護文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失又はき損等)

第9条 県指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、その事実を知った日から10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 県指定保護文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第11条 略

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する県指定保護文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県指定保護文化財の管理が適当でないため当該県指定保護文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、知事は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定保護文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3・4 略

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 略

2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を、補助に係る修理等を施した県指定保護文化財につき知事が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、さらに当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定保護文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助に係る修理等が行われた後、当該県指定保護文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 県指定保護文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 知事は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、知事は、許可に係る現状変更若

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県指定保護文化財の管理が適当でないため当該県指定保護文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定保護文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3・4 略

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 略

2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を、補助にかかる修理等を施した県指定保護文化財につき教育委員会が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、さらに当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定保護文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助にかかる修理等が行われた後、当該県指定保護文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 県指定保護文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状

しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 略

(修理の届出等)

第15条 県指定保護文化財を修理しようとするときは、所有者は、修理に着手しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

2 県指定保護文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第16条 知事は、県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、知事の行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを勧告することができる。

2 知事は、県が管理又は修理につき、補助金を交付した県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、知事が行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを命ずることができる。

3・4 略

5 知事は、第1項又は第2項の規定により県指定保護文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定保護文化財の管理の責任を負うべき者を定めなければならない。

6 第1項又は第2項の規定により出品したことに起因して当該県指定保護文化財が滅失し、又は毀損したときは、県は、その県指定保護文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、県指定保護文化財が所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損したときは、この限りでない。

(調査)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、県指定保護文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定保護文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 略

(修理の届出等)

第15条 県指定保護文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

2 県指定保護文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県が管理又は修理につき、補助金を交付した県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会が行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを命ずることができる。

3・4 略

5 教育委員会は、第1項又は第2項の規定により県指定保護文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定保護文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 第1項又は第2項の規定により出品したことに起因して当該県指定保護文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損したときは、この限りでない。

(調査)

第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定保護文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定保護文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第18条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定保護文化財に関しこの条例に基づいてする知事の勧告又は命令、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 略

(指定等)

第19条 知事は、無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 略

(解除)

第20条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3・4 略

5 前項の場合には、知事は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条に

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第18条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定保護文化財に関しこの条例に基いてする教育委員会の勧告又は命令、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 略

(指定)

第19条 教育委員会は、無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 略

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 略

(解除)

第20条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3・4 略

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条に

において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第21条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則の定める事由が生じたときは、保持者又はその相続人は、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知った日)から20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散したときにあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(保存)

第22条 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(公開)

第23条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 知事は、県が補助金を交付した県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を命ずることができる。

3 前2項の場合には、第16条第3項を、前2項の規定により県指定無形文化財の記録を公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又は毀損した場合には、同条第6項の規定を準用する。

において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第21条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由が生じたときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散したときにあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(保存)

第22条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(公開)

第23条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 教育委員会は、県が補助金を交付した県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を命ずることができる。

3 前2項の場合には、第16条第3項を、前2項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には、同条第6項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第24条 知事は、県指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第25条 知事は、有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2・3 略

(解除)

第26条 知事は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2～5 略

6 第4項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、知事は、その旨を告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第27条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第28条の2 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、

(保存に関する助言又は勧告)

第24条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第25条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2・3 略

(解除)

第26条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2～5 略

6 第4項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第27条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第28条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、

その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第28条の3 知事は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 知事は、県が補助金を交付した県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を命ずることができる。

3 略

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第28条の4 知事は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第29条 知事は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(指定)

第30条 知事は、記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 略

(解除)

第31条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、その指定を解除することができる。

県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第28条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 教育委員会は、県が補助金を交付した県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を命ずることができる。

3 略

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第28条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第29条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(指定)

第30条 教育委員会は、記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 略

(解除)

第31条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2・3 略

(管理団体による管理)

第31条の2 知事は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき必要があると認めるときは、適当な市町村その他の法人を管理団体として指定し、当該管理団体に県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3 略

第31条の3 知事は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき前条第1項の管理団体（以下「管理団体」という。）の指定の必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 略

(標識等の設置)

第32条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第35条において準用する第7条第2項の規定により管理責任者が選任され、又は第31条の2第1項の規定により管理団体が指定されているときは、その者）は、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規

2・3 略

(管理団体による管理)

第31条の2 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき必要があると認めるときは、適当な市町村その他の法人を管理団体として指定し、当該管理団体に県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3 略

第31条の3 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき前条第1項の管理団体（以下「管理団体」という。）の指定の必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 略

(標識等の設置)

第32条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第35条で準用する第7条第2項の規定により管理責任者が選任され、又は第31条の2第1項の規定により管理団体が指定されているときは、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教

則で定める。

3・4 略

(選定)

第35条の2 知事は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第134条第1項の規定により重要な文化的景観に選定されたものを除く。）であって、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 略

(解除)

第35条の3 知事は、県選定文化的景観が県選定文化的景観としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2・3 略

(滅失又は毀損)

第35条の4 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、その事実を知った日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告)

第35条の5 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、知事は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

3・4 略

育委員会規則で定める。

3・4 略

(選定)

第35条の2 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第134条第1項の規定により重要な文化的景観に選定されたものを除く。）であって、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 略

(解除)

第35条の3 教育委員会は、県選定文化的景観がその価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2・3 略

(滅失又はき損)

第35条の4 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告)

第35条の5 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

3・4 略

(現状変更等の届出等)

第35条の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、知事は、第1項の届出に係る県選定文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(選定)

第36条 知事は、市町村の申出に基づき、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部（法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定されたものを除く。）で県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

2 略

(解除)

第37条 知事は、県選定伝統的建造物群保存地区が県選定伝統的建造物群保存地区としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 略

(選定等)

第39条 知事は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを、鳥取県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

(現状変更等の届出等)

第35条の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第1項の届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(選定)

第36条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部（法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定されたものを除く。）で県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

2 略

(解除)

第37条 教育委員会は、県選定伝統的建造物群保存地区がその価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 略

(選定)

第39条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを、鳥取県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 知事は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 略

（解除）

第40条 知事は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡しかつ保存団体の全てが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示しなければならない。

（保存）

第42条 知事は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

（保存に関する指導又は助言）

第43条 知事は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をするこ

る。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 略

（解除）

第40条 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保存）

第42条 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

（保存に関する指導又は助言）

第43条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言を

とができる。

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 知事は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項(第39条第4項において準用する場合を含む。)並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(規則への委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 県指定保護文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者
- (2) 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者

第47条 第14条又は第34条の規定に違反して、知事の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定保護文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は知事の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

とすることができる。

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項(第39条第4項で準用する場合を含む。)並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(規則への委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第46条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 県指定保護文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者
- (2) 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者

第47条 第14条又は第34条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定保護文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(鳥取県文化財保護審議会条例の一部改正)

第4条 鳥取県文化財保護審議会条例(昭和50年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|------|------|
| (設置) | (設置) |

| | |
|--|---|
| <p>第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）<u>第190条第2項</u>の規定に基づき、鳥取県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、<u>知事</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>知事</u>に建議する。</p> <p>（委員）</p> <p>第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、<u>知事</u>が任命する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（専門委員）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、<u>知事</u>が任命する。</p> <p>3 略</p> | <p>第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）<u>第190条</u>の規定に基づき、鳥取県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>（委員）</p> <p>第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（専門委員）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>3 略</p> |
|--|---|

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第5条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事務 | 市町村等 | 事務 | 市町村等 |
| 1 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 | 各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村 | 1 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 | 各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村 |
| 1の2 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第43条第1項の規定による現状変更等（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第3項第1号イ又はロに掲げる現状変更等に | 各市町村（鳥取市を除く。） | | |

| | | | | |
|--|------|--|--|--|
| <p>限る。)の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第53条第1項の規定による重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第54条(第172条第5項において準用する場合を含む。)の規定による現状等についての報告の受理及び知事への送付((1)の申請に係るものに限る。)</p> | | | | |
| <p>1の3 文化財保護法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第92条第1項(第93条第1項において準用する場合を含む。)の規定による発掘に関する届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第92条第2項の規定による発掘に関する報告書等の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第94条第1項の規定による発掘に関する通知の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第94条第3項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第96条第1項の規定による遺跡の発見の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第97条第1項の規定による遺跡の発見の通知の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第97条第3項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第188条第1項の規定による文部科学大臣等に提出すべき書類等の受理及び知事への送付</p> | 各市町村 | | | |
| <p>1の4 文化財保護法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第125条第1項の規定による現状変更等(文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからヲまでに掲げる現状変更等に限る。)の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第130条(第172条第5項において準用する場合を含む。)の規定に</p> | 各町村 | | | |

| | |
|--|-------------|
| <p>よる現状等についての報告の受理及び知事への送付（(1)の申請に係るものに限る。）</p> | |
| <p>1の5 鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第5項（第26条第2項及び同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により返付される指定書の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第7条第3項（第28条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による管理責任者の選任又は解任の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第8条第1項（第28条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による所有者の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第8条第2項（第28条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による管理責任者の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第8条第3項（第28条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第9条（第28条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による滅失等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条（第28条において準用する場合を含む。）の規定による所在の場所の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第14条第1項の規定による現状変更等の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第15条第1項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による修理の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 第17条（第28条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による現状等についての報告の受理</p> | <p>各市町村</p> |

| | | | |
|--|------|---|--|
| 及び知事への送付 (11) 第21条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による保持者の氏名の変更等の届出の受理及び知事への送付 (12) 第27条第1項の規定による現状変更等の届出の受理及び知事への送付 (13) 第33条の規定による土地の所在等の異動の届出の受理及び知事への送付 (14) 第34条第1項の規定による現状変更等の許可の申請の受理及び知事への送付 | | | |
| 1の6 鳥取県文化財保護条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの | 各市町村 | | |
| 略 | | 略 | |

(鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 <u>知事</u>は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 史跡公園の維持管理(<u>知事</u>が別に定めるものを除く。)に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち<u>知事</u>が別に定めるもの</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> | <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 史跡公園の維持管理(<u>教育委員会</u>が別に定めるものを除く。)に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち<u>教育委員会</u>が別に定めるもの</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>教育委員会</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> |

(指定管理者の選定基準)

第7条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 知事が行う事業に積極的に協力する者であること。

(4) その他知事が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(利用時間)

第8条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（知事があらかじめ指定する日にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

3 知事は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第9条 略

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。

3 知事は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1)～(3) 略

3 知事は、史跡公園の管理上必要があると認めると

(指定管理者の選定基準)

第7条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。

(4) その他教育委員会が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(利用時間)

第8条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（教育委員会があらかじめ指定する日にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第9条 略

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。

3 教育委員会は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1)～(3) 略

3 教育委員会は、史跡公園の管理上必要があると認

きは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第14条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 略
- (2) 知事の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。
- (3) 知事の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4)・(5) 略
- (6) 知事の許可を受けないで物品を販売すること。
- (7)～(9) 略
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為。

2 略

3 知事は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 略

(措置命令)

第15条 知事は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第16条 知事は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

- (1)～(5) 略

(権限の委任)

第17条 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する知事の権限は、規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第14条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 略
- (2) 教育委員会の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。
- (3) 教育委員会の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4)・(5) 略
- (6) 教育委員会の許可を受けないで物品を販売すること。
- (7)～(9) 略
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為。

2 略

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 略

(措置命令)

第15条 教育委員会は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第16条 教育委員会は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

- (1)～(5) 略

(権限の委任)

第17条 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第7条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------|--|----------------------|---|
| 別表第1(第2条関係) | | 別表第1(第2条関係) | |
| 名称 | 調査審議する事項 | 名称 | 調査審議する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県文化芸術事業評価委員会 | 県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項 | 鳥取県文化芸術事業評価委員会 | 県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項 |
| 鳥取県文化財保護審議会 | (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第3項に規定する事項 (2) 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第44条に規定する意見に関する事項 | | |
| とっとり弥生の王国調査整備活用委員会 | 青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項 | | |
| 鳥取県銃砲刀剣類登録審査会 | 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事項 | | |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県青少年問題協議会 | 鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項 | 鳥取県青少年問題協議会 | 鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項 |
| | | 鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会 | 発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 別表第2(第2条関係) | | 別表第2(第2条関係) | |
| 名称 | 調査審議する事項 | 名称 | 調査審議する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県社会教育委員 | 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項各号に掲げる事項 | 鳥取県社会教育委員 | 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項各号に掲げる事項 |
| | | とっとり県民カレッジ運営委員会 | 生涯学習のためのとっとり県民カレッジの運営のあり方に関する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県立図書館 | 図書館法(昭和25年法律第118号) | 鳥取県立図書館 | 図書館法(昭和25年法律第118号) |

| | | | |
|-----|-------------------|--------------------|---|
| 協議会 | 号) 第14条第2項に規定する事項 | 協議会 | 号) 第14条第2項に規定する事項 |
| | | 鳥取県文化財保護審議会 | 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第100条第2項に規定する事項 |
| | | とっとり弥生の王国調査整備活用委員会 | 青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項 |
| | | 鳥取県銃砲刀剣類登録審査会 | 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事項 |
| 略 | | 略 | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第3号に掲げる文化財の保護に関する事務(以下「移管事務」という。)について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないものについては、知事に対して申請その他の行為が行われたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県文化財保護審議会、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会及び鳥取県銃砲刀剣類登録審査会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県文化財保護審議会、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会及び鳥取県銃砲刀剣類登録審査会の委員に任命されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 条 例 名 等 | 鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例) |
| 提 出 理 由 及 び 概 要 | <p>1 提出理由 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が引き上げられることに伴い、行政財産に係る使用料の額を改める。</p> <p>2 概要 (1)土地の使用のうち、消費税が課税されるものの使用料の基準額を、その土地の1平方メートル当たりの価格に10万分の6160（現行10万分の6048）を乗じて得た額に改める。 (2)次のとおり建物の使用料の額を引き上げる。 県庁舎講堂の使用料の額を1時間につき2,790円（現行2,740円）とする等、建物その他の工作物の使用料の額を引き上げる。</p> <p>3 施行期日 平成31年10月1日</p> |

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---|-----|-----|-----|---------------|---|-----|-----|-----|---------------|
| 別表（第2条関係） | | | | | 別表（第2条関係） | | | | |
| 1 略 | | | | | 1 略 | | | | |
| 2 建物その他の工作物 | | | | | 2 建物その他の工作物 | | | | |
| 区分 | | 使用料 | | | 区分 | | 使用料 | | |
| | | 単位 | 金額 | | | | 単位 | 金額 | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| その 他の 場合 | 県庁舎 | 講堂 | 1時間 | <u>2,790円</u> | その 他の 場合 | 県庁舎 | 講堂 | 1時間 | <u>2,740円</u> |
| | | 略 | 略 | | | | 略 | 略 | |
| | 略 | | | | | 略 | | | |
| | プール | | 1時間 | <u>8,090円</u> | | プール | | 1時間 | <u>7,940円</u> |
| | 略 | | | | | 略 | | | |
| 備考 | | | | | 備考 | | | | |
| 1～4 略 | | | | | 1～4 略 | | | | |
| 5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に1000分の56を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に <u>10万分の6160</u> を乗じて得た額）をいう。 | | | | | 5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に1000分の56を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に <u>10万分の6048</u> を乗じて得た額）をいう。 | | | | |
| 6 略 | | | | | 6 略 | | | | |
| 7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。 | | | | | 7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。 | | | | |
| (1) 県庁舎等 1月につき <u>1,030円</u> | | | | | (1) 県庁舎等 1月につき <u>1,010円</u> | | | | |
| (2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき <u>830円</u> | | | | | (2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき <u>820円</u> | | | | |
| (3) 略 | | | | | (3) 略 | | | | |
| 8～10 略 | | | | | 8～10 略 | | | | |

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

| 条 例 名 等 | 財産を無償で貸し付けること（(元)皆生温泉公園）について | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---------------------|-------|-----|-----|------------------------------|---------------------|
| 提 出 理 由 及 び 概 要 | <p>1 提出理由 財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により本会議の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1)財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 45%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td>米子市皆生温泉三丁目1379番のうち 一部ほか7筆</td> <td style="text-align: center;">17,034.29 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)相手方 米子市陽田町23番地6 野 嶋 功（皆生プレイパーク運営委員会代表）</p> <p>(3)貸付期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4)貸付理由 県有財産の有効活用と維持管理費の低減を図るとともに、年間を通じたスポーツイベントや青少年育成活動等を通して地域の活性化を図る目的で設立された皆生プレイパーク運営委員会の活動の用に供するため、引き続き同委員会に当該土地を無償で貸し付けようとするものである。</p> | 種 類 | 所 在 地 | 数 量 | 土 地 | 米子市皆生温泉三丁目1379番のうち 一部ほか7筆 | 17,034.29 平方メートル |
| 種 類 | 所 在 地 | 数 量 | | | | | |
| 土 地 | 米子市皆生温泉三丁目1379番のうち 一部ほか7筆 | 17,034.29 平方メートル | | | | | |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 条 例 名 等 | 包括外部監査契約の締結について |
| 提 出 理 由 及 び 概 要 | <p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結するため、同法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 契約の相手方</p> <p>住 所 鳥取市吉方温泉一丁目 561 番地 2 アルファスマート吉方温泉 705 号</p> <p>氏 名 上原 武</p> <p>資 格 税理士</p> <p>(2) 契約の始期</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日</p> <p>(3) 費用の算定方法</p> <p>9, 320, 000 円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。</p> <p>(4) 費用の支払方法</p> <p>監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。</p> |

| | |
|----------|--|
| 条例名等 | 鳥取県行政組織条例及び鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 提出理由及び概要 | <p>1 提出理由 地方自治法の一部が改正され、適正な業務の執行等の確保を推進する体制を整備することとされたことに伴い、総務部の所掌事務に関する規定等について所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 鳥取県行政組織条例の一部改正 総務部の所掌事務に適正な業務の執行等の確保に関する事項を加える。 (2) 鳥取県監査委員条例の一部改正 ア 監査委員の定数は、4人（現行 5人）とする。 イ 議員のうちから選任する委員の数は、1人（現行 2人）とする。 (3) 施行期日は、平成31年4月30日とする（2）に関する事項を除き、同月1日とする。</p> <p>3 参 考 県庁組織において、法令等を遵守しつつ、業務執行の更なる適正化を図るため、体制を強化する。 ・総務部行財政改革局人事企画課に「組織・業務適正化担当」を設置する。 ・業務執行適正化の運用状況等の評価を行うため、総務部行政監察・法人指導課の体制を整備する。 ・業務執行適正化の運用状況等の評価（評価報告書）に対する審査を行うため、監査委員事務局体制を整備する。</p> |

鳥取県行政組織条例及び鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 適正な業務の執行等の確保に関する事項</u></p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> | <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> |

(鳥取県監査委員条例の一部改正)

第2条 鳥取県監査委員条例(昭和23年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(委員の選任)</p> <p>第2条 議員のうちから選任する委員の数は、<u>1人</u>とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(定期監査の時期)</p> <p>第3条 略</p> <p>(現金出納検査の期日)</p> <p>第4条 略</p> <p>(監査の実施通知)</p> <p>第5条 略</p> <p>(監査の実施人数)</p> <p>第6条 略</p> <p>(監査の方法)</p> | <p><u>(委員の定数)</u></p> <p>第2条 <u>法第195条第2項ただし書の規定により、委員の定数は、5人とする。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第3条 議員のうちから選任する委員の数は、<u>2人</u>とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(定期監査の時期)</p> <p>第4条 略</p> <p>(現金出納検査の期日)</p> <p>第5条 略</p> <p>(監査の実施通知)</p> <p>第6条 略</p> <p>(監査の実施人数)</p> <p>第7条 略</p> <p>(監査の方法)</p> |

第7条 略

(決算及び書類等の提出期限)

第8条 略

(審査の期間)

第9条 略

(公表等の方法)

第10条 略

(請願の処理)

第11条 略

(委任)

第12条 略

第8条 略

(決算及び書類等の提出期限)

第9条 略

(審査の期間)

第10条 略

(公表等の方法)

第11条 略

(請願の処理)

第12条 略

(委任)

第13条 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同月30日から施行する。

| 条 例 名 等 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|----------|----|-----|--------|--------|--------|--------------|-----|----------|---------------|--------|--------|
| 提 出 理 由 及 び 概 要 | <p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員に支給する手当の額の改定等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 初任給調整手当について、次のとおり支給月額の上限を引き上げる。</p> <p>(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師 414,800円 (現行 414,300円)</p> <p>(イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員 50,800円 (現行 50,700円)</p> <p>イ 宿日直手当について、勤務1回当たりの支給限度額を次のように引き上げる。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の宿日直</td> <td>4,200円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師の宿日直</td> <td>2万円</td> <td>2万1,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な業務を主とする宿日直</td> <td>7,200円</td> <td>7,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(午前中の勤務から引き続いて行われる宿直勤務については、これらの額に100分の150を乗じた額)</p> <p>ウ 任期を定めて採用された職員について、昇給を行うものとする。</p> <p>エ 再任用職員等について、単身赴任手当を支給するものとする。</p> <p>オ 通勤のため四輪の自動車を使用し、人事委員会規則で定める駐車場の利用料金を負担することを常例とする職員の通勤手当の額について、最大1,000円を加算するものとする。</p> <p>(2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、(1)エと同様の改正を行う。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、平成31年4月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p> | 区分 | 現行 | 改正後 | 通常の宿日直 | 4,200円 | 4,400円 | 医師又は歯科医師の宿日直 | 2万円 | 2万1,000円 | 特殊な業務を主とする宿日直 | 7,200円 | 7,400円 |
| 区分 | 現行 | 改正後 | | | | | | | | | | | |
| 通常の宿日直 | 4,200円 | 4,400円 | | | | | | | | | | | |
| 医師又は歯科医師の宿日直 | 2万円 | 2万1,000円 | | | | | | | | | | | |
| 特殊な業務を主とする宿日直 | 7,200円 | 7,400円 | | | | | | | | | | | |

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、人事委員会規則で定める場合にあつては、人事委員会規則で定める日に昇給させることができる。</p> <p>6～11 略</p> | <p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項までにおいて同じ。)の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、人事委員会規則で定める場合にあつては、人事委員会規則で定める日に昇給させることができる。</p> <p>6～11 略</p> |
| <p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万4,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万800円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万4,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万700円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> |

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ネ 略

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち、通勤のため四輪の自動車を使用し、及び駐車場(職員の経済的負担を考慮して人事委員会規則で定めるものに限る。)の利用に係る料金を負担することを常例とするもの前号に定める額に1月当たりの当該料金の額に相当する額(人事委員会規則で定めるところにより算定した額とし、当該額が1,000円を超えるときは、1,000円とする。)を加えた額

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。)を利用し、当該駐車場の利用に係る料金(以下この項において「駐車料金」という。)を負担することを常例とするものには、前項第4号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額に相当する額(当該額が3,000円を超えるときは、3,000円)を通勤手当として支給する。

4～9 略

(宿日直手当)

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ネ 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。)を利用し、当該駐車場の利用に係る料金(以下この項において「駐車料金」という。)を負担することを常例とするものには、前項第3号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額に相当する額(当該額が3,000円を超えるときは、3,000円)を通勤手当として支給する。

4～9 略

(宿日直手当)

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万1,000円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては3万1,500円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては1万1,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 略

（再任用職員等についての適用除外）

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,200円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,200円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,300円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては3万円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては1万800円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 略

（再任用職員等についての適用除外）

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（再任用職員等についての適用除外）</p> <p>第17条 第4条、第4条の4、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p> | <p>（再任用職員等についての適用除外）</p> <p>第17条 第4条、第4条の4、<u>第4条の6</u>、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p> |

（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(再任用職員についての適用除外) 第18条の4 第4条、第4条の3、第5条、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員についての適用除外) 第18条の5 略 2 第4条、第4条の3、第5条、第7条の2及び第16条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> | <p>(再任用職員についての適用除外) 第18条の4 第4条、第4条の3、第5条、<u>第6条の2</u>、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員についての適用除外) 第18条の5 略 2 第4条、第4条の3、第5条、<u>第6条の2</u>、第7条の2及び第16条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> |

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(再任用職員についての適用除外) 第25条 第6条から第9条まで及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員についての適用除外) 第25条の2 略 2 第6条から第9条まで及び第21条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> | <p>(再任用職員についての適用除外) 第25条 第6条から第9条まで、<u>第11条</u>及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員についての適用除外) 第25条の2 略 2 第6条から第9条まで、<u>第11条</u>及び第21条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日における昇給等の特例)

2 この条例の施行の日の前日から引き続き職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）

第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)である者に係る平成31年4月1日における職務の級及び号給の決定については、その者が同日以後に新たに職員となったものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

| | |
|-----------------|---|
| <p>条例名等</p> | <p>鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例</p> |
| <p>提出理由及び概要</p> | <p>1. 提出理由 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を改める。</p> <p>2. 概要 (1) 教育委員会から知事部局へ文化財保護業務の移管、事務事業の見直し等により、知事の事務部局の職員の定数を39人増員し、2,821人に改めること。 (2) 教育委員会から知事部局へ文化財保護業務の移管等により、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を18人減員し、2,244人に改めること。 (3) 業務量の減少により、企業局の職員の定数を1人減員し、59人に改めること。 (4) 小・中学校の学級の減等により、県費負担教職員の定数を36人減員し、4,029人に改めること。</p> <p>3. 施行期日 平成31年4月1日</p> |

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,821人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,811人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,244人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,045人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>199人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,029人</u></p> <p>2 略</p> | <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,782人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,772人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,262人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,015人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>247人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,065人</u></p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

| | |
|--|--|
| <p>条 例 名 等</p> | <p>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。</p> <p>2 概 要 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会及び社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を加える。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日</p> |

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ソ 略 タ <u>一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ソ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2・3 略</p> |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

| | |
|--|---|
| <p>件 名</p> | <p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (平成31年1月21日専決)</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設について定めた規定中引用する学校教育法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日</p> |

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)～(6) 略</p> | <p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)～(6) 略</p> |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[変更契約]

| 番号 | 契約所屬名 | 種類 | 契約対象物品 | 数量 | 契約の相手方 | 当初報告日 | 変更内容 | |
|----|----------|----------|----------|----|-----------------------------|-----------|---|---|
| | | | | | | | 変更前 | 変更後 |
| 1 | 総務部情報政策課 | 物品 保守 | モバイルパソコン | 3台 | 米子市西三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ | 平成27年2月5日 | 契約期間 平成27年1月16日 ～平成31年1月15日 契約金額 684,763円 | 契約期間 平成27年1月16日 ～平成31年9月15日 契約金額 718,459円 |